

大正・昭和初期の皇室財政―実態に着目して

加藤 祐 介

はじめに

本稿は大正・昭和初期、具体的には一九一四年から一九三六年の皇室財政について、その実態面に着目しつつ、基礎的な検討を行おうとするものである。なお、一九一四年から検討を始めるのは、皇室財政は皇室会計令（皇室令、一九一二年公布、一九一四年施行）の以前と以後では会計制度が異なるため、また一九三六年で検討を打ち切るのには、日中戦争期以降は戦時経済のなかで財政のありようが変容しているため、いずれも単純な比較が難しいことによる。

皇室財政とは、広義には御料地経営や御用邸運営も含まれるが、本稿では天皇家における歳入と歳出の体系という、いわば狭義の意味に限定して検討を行う。近代の天皇家は、国庫から支出される皇室費（定額、本稿で扱う時期においては四五〇万円）と皇室財産（土地、有価証券）からの収益を歳入とし、宮務にかかわる歳出を行っていた。なお、皇室財政の会計年度は暦年（一〜十二月）である。

皇室財政は三つの会計の連結体として構成されていた。すなわち、基幹的な会計である通常会計、御料地経営の経理を行う帝室林野管理

局（帝室林野局）特別会計、有価証券投資の経理を行う御資会計である。皇室会計令の下では、毎年度、国庫支出の皇室費と帝室林野管理局（帝室林野局）特別会計の剰余金（＝御料地経営の純益）が通常会計に移入され、また御資会計からも必要な金額が通常会計に移入されることよって歳入が整えられ、通常会計において必要な歳出が行われた。なお、御資会計から通常会計への移入は財政の調整弁であり、毎年度の有価証券投資の利殖益の全額が通常会計に移入されるわけではない。そして毎年度の通常会計の剰余は御資会計に移入され、財本の蓄積と新規の有価証券投資が図られるという仕組みになっていた。

研究史に言及しておく。当該期の皇室財政については、その会計制度を法制度史的に分析した川田敬一の研究^①がまずあげられるべき重要な研究であり、本稿も同書に負うところが大きい。一方で、皇室財政の実態や政治過程については、早くから鈴木正幸がその重要性を指摘していたにもかかわらず、^②長らく検討されてこなかった。しかし、近年においては史料状況の改善を受けて、第一次世界大戦前後における皇室財政の歳入・歳出の規模を明らかにした上で、天皇・皇族の儉約姿勢のアピールや、軍事援護団体への恩賜を検討した朴完の研究が現

れた³⁾。また筆者も「戦間期の皇室財政―政治過程に着目して」(以下、旧稿⁴⁾)において、一九二七―一九二九年に宮内省に設置された「事務調査会」を中心に、主に皇室財政をめぐる政治過程を分析した。

しかし、皇室財政の実態については、各会計間の移出入の実態、各会計における歳入と歳出の構成、御資会計における有価証券投資の実態など、明らかにされるべき基礎的な論点が未だ残されている。筆者の旧稿も、その副題の通り政治過程の分析に力点を置いたものであるため、財政の実態についての分析は必要最低限にとどまっている。本稿ではこうした論点を検討し、研究史上の空白を埋めたい。なお、通常会計の歳出構成についての分析は旧稿と重複するところもあるが、本稿では改めて一次史料に立ち返りつつ、すべて再計算を行い、旧稿の誤りを訂正することに努めた。

史料の引用に際しては片仮名を平仮名に直し、句読点を適宜補い、仮名遣いを一部改めた。表については円未満を四捨五入して計算しているため、合計と一致しないことがある。また宮内庁宮内公文書館の所蔵史料は宮〔識別番号〕と記した。

第一章 一九一四―一九二二年度

一 通常会計

一九一四―一九二二年度における通常会計の歳入を表一に示す。表一から、一九一四年度以降の通常会計において、帝室林野管理局特別会計からの移入が重要な歳入源となることが窺える。特に

表一 通常会計の歳入 (1914～1921年度)

		1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	
經常部	皇室費常額	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	
	特別会計より移入	帝室林野管理局	3,116,158	2,172,907	3,054,267	4,977,514		7,129,896	10,032,232	3,933,763
		御料牧場	4,633	2,257	2,256	12,653		5,788	7,909	121
		帝室博物館	423							
		学習院	2,596							
	雑収入	88,149	64,807	53,851	64,079	72,612	89,906	181,020	187,718	
	計	7,711,959	6,739,972	7,610,374	9,554,246	4,572,612	11,725,590	14,721,161	8,621,602	
臨時部	貸付金返入	10,214	10,164	5,269	20,382	51,468	468	5,520	7,636	
	土地払下代	12,380	7,000	34,338	29,615	26,468	28,258	55,033	74,822	
	繰替貸利子			1,659	618	58	1,556		1,838	
	大礼費繰替金繰入				647,833					
	御資会計収支部より移入	3,462,100	5,850,000	2,660,518	4,662,789	10,600,000	10,500,000	5,820,699	14,065,000	
	前年度繰越金	667,691	34,586	189,373	169,784	429,373	302,079	316,999	2,287,179	
	計	4,152,385	5,901,750	2,891,157	5,531,021	11,107,367	10,832,361	6,198,251	16,436,475	
合計	11,864,343	12,641,722	10,501,531	15,085,266	15,679,979	22,557,951	20,919,412	25,058,076		

出典：各年度の「通常会計歳入歳出決算」(「会計調査録」宮 21782-1、21783-1、21783-2、21785-1、21786-1、21786-2、21789)。

一九一九―一九二〇年度における移入額の増加が目立つ。一方で、御料牧場・帝室博物館・学習院の各特別会計からの移入額は極めて少ない。

次に通常会計の歳出を表二に示す。表二から、一九一四―一九一七年度の歳出は緊縮基調であったことが読み取れる。例えば經常部中の「給与」は漸減しており、臨時部中の「宮殿・庁舎等宮繕設備費」も抑制されている。一方で、歳出經常部中の「神事費」・「宮廷費」は増大しており、一定の取捨選択がなされていることも窺える。これらは一九一四年四月に波多野敬直が宮相に就任し、それを機に行政改革が行われたことに起因しているが、詳細については後述する。

なお、表二の臨時部の「特別会計への繰り入れ」は、帝室博物館・御料牧場・学習院・女子学習院の各特別会計への繰り入れである。これらの特別会計（特に帝室博物館・学習院・女子学習院の三会計）は事業収益のみでは完全に赤字であったため、通常会計から繰り入れを受けることで経営を成り立たせていたのである。

一方で、一九一八年度以降において歳出は膨張に転じていく。基本的には全ての費目において歳出は増大しているが、特に經常部中の「宮廷費」・「宮殿費」・「給与」・「庁舎費」、臨時部中の「恩賜」・「皇族関係費」の増大が著しい。經常部の歳出増大は大戦景気に伴う物価・人件費の高騰に起因していると考えられる。特に「給与」の増大は、物価高騰への対応として一九二〇年度から文武官の増俸が決定されたことに合⁵⁾わせて、宮内官も増俸されたことに依るところが大きい。

さて、通常会計の歳出についてより詳しく検討していきたい。まず

皇室財政全体のなかから恩賜にかかわる費目を抽出したものが表三である。なお、恩賜は通常会計だけでなく帝室林野管理局特別会計の歳出中にも含まれているため、それらも併せて抽出した。もともと、本稿における恩賜の分析については若干の留保が必要である。なぜなら、通常会計歳出經常部の「宮廷費」(款)中の「御費」(項)のうち「贈賜金」(目)と「贈賜物品費」(目)には、例えば天皇から皇族への賜金や、皇后から皇太后への贈答品の費用といった、臣下である国民への恩賜ではない費目が一定程度含まれているからである。しかし、これらを全て選り分け、国民への恩賜のみを抽出していくことは極めて困難であるため、やむを得ない。このように皇室財政の決算書に依拠した本稿の分析には少なからぬ限界があるものの、それでも恩賜の経年的な傾向を検討する上では一定の意味があると考えている。

表三から、まず一九一四年の昭憲皇太后大喪と一九一五年の大正天皇即位礼に際して多額の恩賜が行われていることが分かる。また一九一八年度の「賑恤金」(米価騰貴に伴う賑恤金)三〇〇万円、一九一九・一九二二年度の「教育費賜金」二〇〇万円、一九二一年度の「東京市道路費補助賜金」一五〇万円をはじめとして、一九一八―一九二一年度において巨額の恩賜金が計上されていることも窺える。これらは総じて大正デモクラシー状況への天皇家の対応という面がある。加えて、一九一九―一九二〇年度において「俸給補給賜金」が計上されていることも注目される。すなわち、大戦景気に伴う物価高騰に際して、恩賜という形をとって宮内官に巨額の手当を支給してい

表二 通常会計の歳出（1914～1921年度）

	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	
經常部	神事費	57,165	60,811	71,260	106,302	97,686	108,887	146,372	153,676
	内廷費	554,200	387,450	357,800	337,000	337,000	428,750	428,750	514,500
	宮廷費	1,287,738	1,388,636	1,373,052	1,659,072	2,100,602	2,279,034	2,662,726	3,317,483
	宮殿費	289,017	294,007	282,695	354,049	410,337	567,392	809,281	933,551
	皇族費	632,350	603,767	605,900	605,900	610,300	890,346	910,250	924,062
	恩賜	1,069,527	613,868	473,531	779,284	682,110	820,658	713,353	1,229,712
	給与	1,982,152	1,731,807	1,843,149	1,795,310	2,223,221	2,759,209	3,827,266	5,105,115
	恩給(1)	167,689	175,795	213,905	224,363	237,358	247,092	255,969	479,450
	庁舎費	212,173	208,877	231,837	276,312	380,800	483,832	669,877	639,839
	雑出	69,313	57,635	65,027	81,054	100,085	92,638	108,004	149,089
	機密費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計	6,326,323	5,527,652	5,523,155	6,223,645	7,184,501	8,682,837	10,536,849	13,451,476	
臨時部	神事費(2)	18,945	17,982	7,105	26,872	12,772	8,484	54,008	494
	陵墓宮繕費(3)	204,838	84,787	28,521	12,064	39,769	46,683	185,039	140,554
	宮廷費(4)	182,053	34,621	41,498	84,079	121,859	171,216	233,314	331,670
	行幸啓・御成費	392,864	467,863	663,232	608,272	637,400	1,119,538	1,254,710	1,017,201
	宮殿・庁舎等宮繕設備費(5)	656,187	347,334	540,692	465,664	671,281	1,116,032	1,456,080	1,079,809
	恩賜(6)	86,075			200,000	4,050,000	3,670,945	1,879,606	3,500,000
	土地購入費(7)	403,110	46,662	414,811	1,515,944	94,121	56,303	187,249	385,717
	貸付金	2,730	2,904	2,952	2,820	2,844	3,438	3,941	3,303
	皇族関係費(8)	41,493	300,000	236,270	450,294	1,115,437	6,146,504	1,822,575	233,400
	外交費	3,110							
	李王殿下接待費				53,338				
	武官海外差遣費					23,158	5,999	10,621	45,568
	講和条約成立饗宴費						11,460		
	陸軍特別大演習関係費							111,247	117,602
	東宮海外御巡遊費								1,391,032
	臨時編修局費		22,557	32,740	35,475	48,580			
	臨時編纂部費(9)				8,246	9,245	10,227	11,541	14,409
	御系譜及公文書類編纂費					4,781	4,417	4,357	
	制度調査費				30,757	29,990	28,013	33,502	36,851
	朝鮮古書購入費				3,000				
明治天皇御集調製費								19,943	
式典関係費(10)	1,451,671	3,558,264	380,426	3,000		272,100	4,500		
特別会計への繰り入れ	344,210	379,289	548,287	602,668	653,797	607,372	843,094	921,000	
その他(11)	14,362	5,775	11,358	54,356	7,040				
計	3,801,649	5,268,036	2,907,893	4,156,850	7,522,072	13,278,732	8,095,385	9,238,554	
合計	10,127,972	10,795,688	8,431,048	10,380,494	14,706,572	21,961,569	18,632,233	22,690,030	

(1) 給与の款から恩給の項目のみ独立させた。

(2) 1914年は「宣戰奉告祭費」、1915年は「昭憲皇太后一周年山稜祭用車馬回送費」・「明治天皇三周年山稜祭旅費及車馬回送費」、1917年は「狭木之寺間陵外一陵四墓奉告祭費」・「伏見松林院陵外二墓決定奉告祭費」、1918年は「皇室典範増補制定奉告祭費」・「警衛別命警城別王兩墓決定奉告祭費」、1920年は「平和克復奉告祭費」・「明治神宮御鏡製作奉納費」を合算。

(3) 1914年は「伏見桃山東陵御造営費」・「伏見桃山両御陵給水及排水設備費」、1915年は「伏見桃山東陵御造営費」・「伏見桃山両御陵給水及排水設備費」、1916年は「伏見桃山東陵御造営費」、1917年は「狭木之寺間陵復旧費」、1919年は「陵墓参考用古器物購入費」、1920年は「吾平山上陵水害復旧費」、1921年は「陵墓参考用古鏡購入費」・「大阪府泉北郡百舌鳥村埋藏物譲受費」を合算。

(4) 1915年は「内舎人供奉略服調製費」、1920年は「青写真印画機購入装置費」を合算。

(5) 1914年は「宮殿費」・「庁舎費」・「宮殿宮繕費」・「内苑費」・「庁舎宮繕費」・「庭苑費」・「東宮御所雨中御運動場新築費」・「風水害復旧費」・「麵炮焼窯新設費」、1915年は「宮殿装設費」・「宮繕費」・「東宮御所雨中御運動場新設費」・「田母沢御用邸水源地新設及鉄管敷設費」・「葉山御用邸改築費」、1916年は「宮殿装設費」・「葉山御用邸改築費」・「宮繕費」・「京都皇宮臨時警備費」・「饗宴設備費」・「白蟻被害調査復旧費」、1917年は「宮殿装設費」・「宮繕費」・「饗宴設備費」・「白蟻被害復旧費」・「葉山御用邸改築費」・「靈南坂官舎臨時設備費」・「三大節辰建物増設及模様替費」・「吹上覆馬場地盤改修費」・「正倉院宝庫編入地地上物件補償費」・「風水害応急修理費」・「風水害復旧費」、1918年は「宮殿装設費」・「宮繕費」・「風水害復旧費」・「観桜会立食敷地整理費」・「霞関離宮臨時整備費」・「陸軍中央幼年学校皇族舎瓦斯暖炉設備費」、1919年は「宮殿装設費」・「宮繕費」・「風水害復旧費」・「番町二号三官舎備品新調及修繕費」・「霞関離宮臨時設備費」、1920年は「宮殿装設費」・「宮繕費」・「霞関離宮臨時設備費」・「新宿憲兵庁舎移転費」・「箱根離宮臨時手入費」・「沼津御用邸臨時手入費」・「埼玉鴨場布袋竹整理費」・「田母沢御用邸臨時改修費」・「番町一号官舎臨時修繕費」・「塩原御用邸臨時改修費」・「葉山御

- 用邸前邸通貫排水管敷設費」・「葉山御用邸水道予備線新設並被害復旧費」、1921年は「営繕費」・「蒸汽路轆購入費」・「宮殿装設費」・「宮城内庭其他外燈増設及模様替費」・「箱根離宮震災復旧費」・「借上官舎費」・「新宿御苑近火被害復旧費」・「塩原御用邸内自動車道新設費」・「塩原御料地内外御運動路改修費」・「赤坂離宮外庭改修費」・「名古屋離宮西南櫓災害修理費」。
- (6) 皇族を対象とした恩賜は「皇族関係費」に計上した。
- (7) 1914年は「京都紀伊郡土地購入費」、1920年は「般舟院陵道付換地購入費」を合算。
- (8) 内訳は後掲表四に示す。
- (9) 1919～1921年は「臨時編纂費」。
- (10) 1914年は「御慶事費」・「大礼関係費」・「大礼準備費」・「大喪関係費」、1915年は「大礼関係費」・「御慶事費」・「大礼準備費」、1916年は「大礼関係費」・「立太子礼費」、1917年は「立太子礼費」、1919～1920年は「東宮成年式費」。
- (11) 1914年は「雑出」、1915年は「雑出」・「流行病予防費」、1916年は「雑出」・「繰替借利子」・「流行病予防費」、1917年は「予備品資金繰入」・「雑出」・「朝鮮古書購入費」、1918年は「繰替貸利子」。
- 出典：表一と同じ。

表三 皇室財政における恩賜（1914～1921年度）

		1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年
通常会計 経常部	宮廷費中の御費のうち贈賜金	533,905	714,529	635,807	785,078	1,042,177	934,105	951,181	1,686,442
	宮廷費中の御費のうち贈賜物品費	9,617	19,705	20,405	16,393	15,762	11,841	25,360	37,012
	恩賜	1,069,527	613,868	473,531	779,284	682,110	820,658	713,353	1,229,712
	計	1,613,049	1,348,102	1,129,743	1,580,755	1,740,049	1,766,604	1,689,894	2,953,166
通常会計 臨時部	御慶事費中の式典費のうち贈賜	113,958	56,028						
	大喪関係費中の恩賜	637,913							
	恩賜物品費	4,500							
	戦時特賜物品費	31,575							
	国際病院設立費補助	50,000							
	大礼関係費中の恩賜		2,415,639	93,973					
	立太子礼費中の贈賜			182,663	3,000				
	連合国傷病兵罹災者慰問会賜金				100,000				
	理化学研究所賜金				100,000	100,000	100,000	100,000	
	明治神宮奉賛会賜金					75,000	75,000		
	柏原陵道路改修補助賜金					10,000	1,800		
	神宮皇學館賜金					20,000			
	奈良県高市郡白檀村賜金					265,000		50,000	
	帝国飛行協会賜金					500,000			
	東京市賜金					50,000			
	連合国軍隊慰問協賛会賜金					30,000			
	賑恤金					3,000,000			
	東宮成年式費中の式典費のうち贈賜							141,368	4,500
	賀茂別当神社賜金							50,000	
	賀茂御祖神社賜金							50,000	
	俸給補給賜金							1,237,064	1,441,806
	教育費賜金							2,000,000	2,000,000
	皇典研究所賜金							10,000	10,000
	陸海軍在郷将校義済補助賜金							127,800	127,800
	西伯利亚及滿洲派遣遣軍賜品費							19,281	
	明治神宮参道新設費補助賜金								150,000
	東京市道路費補助賜金								1,500,000
計		837,946	2,471,667	276,636	203,000	4,050,000	3,812,313	1,884,106	3,500,000
帝室林野局 特別会計	長野県西筑摩郡木曾町村下賜金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	40,000
	御料地所在市区町村下賜金							69,756	209,680
計		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	109,756	249,680
合計(A)		2,460,995	3,829,769	1,416,379	1,793,755	5,800,049	5,588,917	3,683,756	6,702,846
通常会計の歳出合計(B)		10,127,972	10,795,688	8,431,048	10,380,494	14,706,572	21,961,569	18,632,233	22,690,030
(A)/(B)×100		24.3	35.5	16.8	17.3	39.4	25.5	19.8	29.5

出典：表一、表五（後掲）と同じ。

るのである。

次に表二の歳出臨時部中の「皇族関係費」の内訳を表四にまとめた。表四によれば、特に一九一八～一九二〇年度において歳出が増大していることが窺える。特に一九一九年度においては六〇〇万円もの「皇族特賜金」が計上されている。この六〇〇万円の費途は不明であるが、当該期の経常部の「皇族費」の増大は比較的緩やかであるため(表二)、皇族に対して「特賜金」という形で一時金を支給し、物価騰貴への対応に充当させたのではないかと推測される。大正デモクラシー状況への対応として国民に多額の恩賜が行われたことは重要ではあるが、その一方で皇族という限られた集団に六〇〇万円もの「特賜金」が与えられたことは、皇族身分の特権性をよく示しているとも言える。加えて、一九二〇年度において「皇族降下特賜金」一三五万円が計上されている。これは皇族の臣籍降下制度(一九〇七年の皇室典範増補、一九二〇年の「皇族の降下に関する施行準則」に基づく⁶⁾)によって、臣籍に降下した元皇族に支払われた一時金である。もちろん毎年降下者がいるわけではないが、一九二〇年代以降において特徴的に見られる歳出であり、これも皇族関係費を押し上げる要因の一つとなっている。

二 帝室林野管理局特別会計

帝室林野管理局特別会計における歳入を表五に示す。経常部の事業収入のうち「貸下料」は土地や物件の貸し付けによる収益、「払下料」は丸太や製材などの払い下げによる収益である。表五から、大戦景気

表四 通常会計歳出臨時部における皇族関係費の内訳 (1914～1921年度)

	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年
誕生・養育・ 婚儀など	皇子御養育費臨時移入	6,493		15,000				
	澄宮御養育費			50,000		20,000	10,000	
	博義王殿下成年式費				294			
	武彦王殿下成年式費					316		
	博義王結婚式費						646	
	高松宮海軍兵学校御修学費							49,277
計	6,493		65,000	294	20,316	10,646	49,277	
海外差遣・ 見学	閑院宮台湾差遣費			30,259				
	載仁親王殿下露国差遣費			141,011				
	依仁親王殿下英国差遣費					310,121	2,858	
	稔彦王御見学費							285,068
	成久王同妃御渡欧費							50,000
計			171,270		310,121	2,858	285,068	233,400
邸宅建設補助	皇族殿邸建築賜金				400,000	675,000	133,000	98,230
	計				400,000	675,000	133,000	98,230
その他	皇族貸付金	35,000			50,000	110,000		40,000
	皇族特賜金		300,000				6,000,000	
	皇族降下特賜金							1,350,000
	計	35,000	300,000		50,000	110,000	6,000,000	1,390,000
合計	41,493	300,000	236,270	450,294	1,115,437	6,146,504	1,822,575	233,400

出典：表一と同じ。

表五 帝室林野管理局特別会計の歳入（1914～1921年度）

		1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年
經常部	事業収入								
	貸下料	350,315	409,751	427,799	483,140	559,055	604,826	647,933	687,298
	払下代	2,588,722	3,257,868	4,250,145	6,423,448	9,563,902	13,182,929	9,889,460	14,784,479
	運材留材料	2,746	1,906	2,381	2,247	3,983	4,868	5,451	3,429
	水産収入	2,781	2,575	2,993	3,154	5,556	6,290	6,665	7,763
	計	2,944,565	3,672,101	4,683,318	6,911,988	10,132,497	13,798,913	10,549,509	15,482,969
	雑収入	62,549	109,089	87,765	133,927	206,156	401,302	353,206	180,980
	計	3,007,114	3,781,189	4,771,084	7,045,915	10,338,653	14,200,215	10,902,715	15,663,949
臨時部	返納金	1,853	1,952	3,078	4,489	3,956	2,847	2,080	1,622
	土地払下代	566,648	390,477	228,970	328,802	325,380	371,844	284,138	750,033
	繰替貸利子			2,448		7,040			
	木曾川沿岸森林鉄道設計 並工事監督費償還金					4,288	6,792	7,324	
	木曾川沿岸森林鉄道敷 設費納付金							150,000	150,000
	林野資金繰入							191,000	372,000
	前年度繰越金	222,134	136,042	166,004	209,423	260,203	388,657	538,798	714,152
	計	790,635	528,472	400,500	542,714	600,867	770,140	1,173,339	1,987,807
	合計	3,797,748	4,309,661	5,171,584	7,588,629	10,939,520	14,970,356	12,076,055	17,651,756

出典：各年度の「特別会計歳入歳出決算」（前掲「会計調査録」宮 21782-1、21783-1、21783-2、21785-1、21786-1、21786-2、21789）。

加藤 祐介

大正・昭和初期の皇室財政―実態に着目して

一一一

に伴う木材価格の高騰によって「払下料」が著しく増大していることが窺える。この潤沢な資金が通常会計に移入されることにより、当期の歳出膨張は担保されていたのである（前掲表一）。

次に歳出を表六に示す。表五と表六を対照すると、全体としては大幅な黒字であることが窺える。戦後恐慌と物価高騰に伴う歳出増大によって、一九二〇年度は黒字額が減少しているものの、それでも四五〇万円以上の純益をあげており、また一九二一年度には黒字額を速やかに回復させている。なお、一九一八年度の通常会計においては帝室林野管理局特別会計からの移入金が計上されていない（前掲表一）。この点について決算書には理由が記されておらず、不明と言わざるを得ないが、逆に特筆されていないということから、収入時期の関係など何らかの事務的な事情に依るものではないかと推察される。

帝室林野管理局特別会計の歳出の傾向として、通常会計と同じく一九一八年度以降に膨張していることが窺える。また当該期においては「農林地調査費」・「農林地調査及設計費」・「移住民費」・「利根川御料地整理費」・「土地改良費」といった費目が計上されていることが窺える（いずれも臨時部）。これらは御料農地経営^⑦の関係費用である。総額に占める割合は必ずしも高くはないが、この時期固有の歳出として注目される。また一九一九年度以降は御料地処分事業が展開しているため、一九一九～一九二〇年度において「土地整理費」が計上されている。なお、一九一八～一九二一年度において計上されている「神宮御造営材伐出費」は明治神宮の創建に伴うものである。

表六 帝室林野管理局特別会計の歳出 (1914～1921年度)

	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年
經常部								
給与	644,860	544,287	563,947	577,399	758,155	961,796	1,272,995	1,775,566
事務費	104,651	104,076	126,645	145,910	168,690	220,782	295,420	323,390
事業費	950,332	976,825	958,501	1,336,989	1,992,579	2,550,055	3,462,282	3,020,549
施業案調査費	7,277	3,360	3,623	4,319	4,281	4,100	7,785	
御料地所在市区町村下賜金								209,680
雑出	1,201	1,445	719	955	12,980	8,674	9,355	21,572
計	1,708,321	1,629,993	1,653,435	2,065,571	2,936,685	3,745,407	5,047,837	5,350,756
臨時部								
施業案編成費	9,450	18,978	19,347	22,790	27,385	36,922	47,945	54,710
土木調査費	3,761	4,634	3,821	4,262	1,649	4,668	2,769	78,437
路網調査費					9,020	12,441	18,950	23,214
測量・踏査関係費(1)	27,799	22,579	6,706					
土地整理費(2)	1,141					28,781	120,865	
工事費(3)	300,618	254,996	166,465	142,355	369,262	401,937	1,059,533	1,017,509
林務講習費	1,439	3,477	3,021	3,547	3,347	8,151	8,283	6,198
農林業地調査費	8,592	11,052	12,293	14,803				
農業地調査及設計費					18,015	22,711	21,985	14,501
移住民費	6,969	7,630	2,975	2,271	1,657	915		
利根川御料地整理費	4,020							
土地改良費		5,342	18,929	11,293	23,896	70,065	55,496	41,854
神宮御造営材伐出費					2,774	1,245	868,983	136,215
神路山鳥路山御料地経営費								21,300
建物・土地購入費(4)			3,874	5,345		1,470	8,471	
長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000	40,000
御料地所在市区町村下賜金							69,756	
補助金(5)	14,719	2,070	7,028	68,676	12,287	54,612	53,350	69,738
その他(6)	4,004				4,990		3,917	
計	392,513	340,757	254,458	285,341	484,282	653,919	2,380,302	1,503,678
合計	2,100,833	1,970,750	1,907,893	2,350,912	3,420,966	4,399,326	7,428,140	6,854,435

(1) 「北海道御料地測量費」(1914年)、「東京名古屋両支庁管内御料地測量費」(1914～1916年)、「名古屋支庁所管御料地境界踏査費」(1914～1915年)を一括。

(2) 「山梨県下御料地整理費」(1914年)、「土地整理費」(1919～1920年)、「裏木曾御料地整理手当」(1920年)を一括。

(3) 鉄道建設費、砂防工事費、庁舎の新築・修繕費など建築・土木工事に関係する歳出を一括。

(4) 建物・土地の買上費を一括。

(5) 御料地経営に關係する諸主体への補助金を一括。

(6) 1914年は「東京大正博覧会出品費」、1918年は「北海道開拓記念博覧会出品費」、1920年は「藪原出張所部内家屋焼失罹災者手当金」。

出典：表五と同じ。

またこちらも総額に占める割合は高いとは言えないものの、金額の増大という点では下賜金(「長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金」・「御料地所在市区町村下賜金」と「補助金」のそれも著しい。表六の「長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金」は、木曾地方の山林を御料地に編入した際に、山林の利用慣行を有する地域側の抵抗があったため、毎年度、町村に定額の下賜を行うことで妥協が図られた際のものである(一九〇五年度)⁽⁹⁾。また一九二〇年度以降に毎年計上される「御料地所在市区町村下賜金」については、別稿を参照してほしい⁽¹⁰⁾。表六の「補助金」は御料地経営上関係がある地方行政機構・水利組合・学校などへの補助である。こうした支出は、御料地経営に際して御料地が所在する地域側の「同意」を取り付け、経営を円滑に行う狙いがあったのではないかと推測される。

興味深いのは、決算書において下賜金と「補助金」が明確に区別されて記され

ている点である。「カネを渡す」という行為自体は同じであるが、天皇からの恩恵というイデオロギーの意味が込められている下賜金は、他に数多ある補助金とは区別されるべき特別な措置であると認識されていたのである。ただ、その一方で「どの会計から下賜金を支出するか」は問題となっていないことも重要である。「長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金」は、一九〇五―一九二三年度は御料局（帝室林野管理局）特別会計臨時部、一九二四年度以降は通常会計臨時部からの支出であり、「御料地所在市区町村下賜金」は、一九二〇年度は帝室林野管理局特別会計臨時部、一九二一―一九二三年度は同会計経常部、一九二四年度以降は通常会計経常部からの支出である。御料局（帝室林野管理局）特別会計から下賜金が支出されていることについては違和感があるかもしれないが、御料局（帝室林野管理局）特別会計も通常会計も同様に皇室財政であるため、どちらから支出しようと特に問題とはならなかったのだと推察される。

三 波多野敬直の宮相就任と一九一四年七月の行政改革

一九一四年四月、武庫離宮の敷地買収に絡んだ沈職事件によって、二〇年近く宮内省の要職を歴任してきた渡辺千秋が宮相を辞任する。この一大事件を受けて、渡辺の後任宮相には波多野敬直が就任した。司法省出身の波多野は、一九一一年六月に東宮大夫に就任するまでは宮中とは関係のなかった人物であり、その宮相就任は意外な人事として一般に受け止められた。またそれゆえに、就任当初から波多野には

宮内省の「廓清」への期待が寄せられた。例えば、『東京朝日新聞』（一九一四年五月二二日）には、「宮内省は此際一日も速かに部内の廓清を断行し、多年世人より疑惑の中心点と目されし或部面の革正を行ひ、田中渡辺両氏の為めに失ひたる威信の恢復を講ぜざるべからず、」¹³「此際新宮相は多年幾多の情弊に囚はれたる部下の刷新に努力し、以て省内の空気を廓清し、¹⁴ 皇を宮廷の尊嚴に及ぼさざらんことを計るべし」という「某老伯」の談話が掲載されている。

昭憲皇太后の大喪（一九一四年五月二四日）の後、波多野宮相は宮内省の行政改革を本格的に検討し始めたとみられる。観測記事ではあるが、「昨今伝ふる所によれば、波多野宮相は政府の行政整理に準じて先づ制度の改廃を行ひ、各局部の人員を減縮して冗費を削減すると同時に、老朽淘汰を行はんとす」、¹⁵といった報道も見られる。また六月二七日には、渡辺宮相時代から内蔵頭を務めていた吉田醇一を更迭し、大蔵省理財局長の山崎四男六をその後任に据えた。山崎は専ら大蔵官僚としてキャリアを歩んできた人物であり、内蔵頭への抜擢は、「何しろ他省から来て直接寮頭になるので前例のない事」で「最も注意に値する」と、一般に驚きをもって迎えられた。¹⁶ この人事は宮内省の行政改革の一環として見てよいであろう。

結果的に、一九一四年七月一八日、宮内省官制の改正などの一連の皇室令・宮内省令が公布された。¹⁷ 主な内容としては、内苑寮の廃止（内匠寮への統合）、諸陵寮の出張所の廃止、高等官二三三人、判任官一〇九人の定員削減などである。この行政改革について、河村金五郎宮内次

官は、「此官制改正の主たる理由を求めれば、第一事務の簡捷を図り各部署間の連絡を容易ならしむる事、第二冗費は努めて之を節減し有用緊切な事業に投ずる事、第三成るべく多年奉仕した老人に退いて貰つて下級の進路を開く事の三大理由に帰するのである」と説明している。

こうした大規模な宮内省の人員整理は、一八八五年に宮内省が内閣から独立して以来初めてのことである。実際に新聞では「従来宮内省の官吏と云へば大抵の事では首を切られるといふ憂ひは無かつたが、今回は其レコードを破つて幅利の高等官以下百七十三人と云ふ多人数が一時に臧首された許りでなく、幾多の任免黜陟があるのだから堪らぬ」と論評されている¹⁴⁾。この記事では整理予定者は「百七十三人」と記されているが、これは判任未滿の職員を含んだカウントだと推測される。前述の通り、皇室財政の通常会計においては、一九一四〜一九一七年度にかけて「給与」が漸減しているが、それは波多野宮相の下における行政改革の成果であつた。

四 御資会計および各資金・基金会計

皇室会計令によって、御資会計の内部において各年度の有価証券投資の歳入・歳出の経理を行う部門と、財本蓄積の経理を行う部門とが明確に区分された。前者が御資会計収支部、後者が御資会計財本部である。一九一四〜一九二一年度における御資会計収支部の歳入と歳出を表七に、御資会計財本部の残高(財本蓄積の動向)を表八に示す。なお、皇室会計令の下において、有価証券投資に伴うキャピタルゲイ

ンとロス¹⁵⁾は、御資会計収支部の歳入・歳出ではなく、御資会計財本部内でそれぞれ差益・差損として計算されているため、表七には表示されていない。

まず表七から、特に一九一八〜一九一九年度において、保有株式から多額の配当がもたらされたことが窺える。この時期の皇室財産中の有価証券の利回りをまとめたものが表九であるが、¹⁶⁾株券の利回りの高さは明らかである。この意味において、天皇家は紛れもなく大戦景気の受益者であつた。

次に御資会計における資金・基金会計の動向を表一〇に示す。資金・基金は目的ごとに造成されたものであり、表八の財本一般とは区別されて経理された。皇室会計令によって、明治期に存在していた御料部資本金が廃止され、新たに林野資金が置かれ、「森林鉄道の敷設、林道、農道、耕地整理並貯財堀及水路の開鑿の費途に充て」、「資金を支出したるときは年期を定め〔帝室林野管理局特別会計の〕歳入中より補填」するものとされた(皇室会計令第二二条)。もともと旧御料部資本金と比べれば、その金額は微々たるものである。

本稿冒頭で説明したように、皇室財政における毎年度の残余は御資会計に移入され、新規の有価証券の購入・引き受けに回る。表八からこの時期にどのような有価証券が選好されたのが窺えるが、やはり株券の増大が際立っている。大戦景気によつてもたらされた株券から多額の配当は、新規の株式投資に回つたのである。

有価証券投資の動向についてもう少し詳しく見ておこう。まず株券

表七 御資会計収支部の歳入・歳出（1914～1921年度）

	歳入									歳出		
	国債収入	地方債収入	株券収入	社債収入	預金収入	予備品 資金収入	通常会計 より移入	前年度 繰入金	計	雑出	通常会計 に移入	計
1914年	1,727,417	9,122	3,621,912	337,320	235,518	3,748	2,656,570		8,591,607	3,153	3,462,100	3,465,253
1915年	1,750,903	74,724	5,287,316	475,187	227,084	2,065	1,656,661	1,000,000	10,473,941	1		1
1916年	1,868,585	128,503	4,549,230	632,902	67,704	1,207	1,900,699		9,148,831	0	2,660,518	2,660,518
1917年	2,056,548	163,602	6,740,334	649,920	74,468	1,784	4,275,399		13,962,055	0	4,662,789	4,662,789
1918年	2,157,273	213,688	10,664,463	574,795	106,855	3,220			13,720,294	0	10,600,000	10,600,000
1919年	2,181,034	239,056	12,436,288	579,078	197,535	2,159	671,328		16,306,478		10,500,000	10,500,000
1920年	2,100,344	201,868	9,196,440	510,172	187,353	7,778	279,383		12,483,338	2	5,820,699	5,820,701
1921年	2,122,676	219,718	8,333,696	450,336	125,278	5,881		3,000,000	14,257,583		14,065,000	14,065,000

出典：各年度の「御資会計収支部歳入歳出決算」（前掲「会計調査録」宮 21782-1、21783-1、21783-2、21785-1、21786-1、21786-2、21789）。

表八 御資会計財本部における財本の蓄積状況（1914～1921年度）

	国債	地方債	株券	社債	現金	合計
1914年	35,843,799	1,101,686	35,302,633	7,845,386	380,712	80,474,217
1915年	38,080,663	1,381,911	36,615,252	10,687,463	123,007	86,888,296
1916年	40,739,868	2,401,455	36,954,628	11,002,766	1,467,172	92,565,888
1917年	43,642,154	3,669,208	41,022,550	10,311,914	1,430,553	100,076,380
1918年	45,032,370	4,425,838	46,860,050	10,247,849	308,428	106,874,536
1919年	43,759,996	4,429,383	53,248,855	10,160,627	53,286	111,652,148
1920年	43,951,703	4,429,383	62,587,500	7,358,589	143,756	118,470,932
1921年	44,219,875	4,351,383	62,666,878	7,417,690	25,169	118,680,994

1914年度は「公債証書」のうち、「大阪水道公債」・「大阪市築港公債」・「東京市第二回電気事業短期公債」を「地方債」として独立させた。

出典：「御資会計財本部計算書」（前掲「会計調査録」宮 21782-1、21783-1、21783-2、21785-1、21786-1、21786-2、21789）。

表九 有価証券ごとの利回り（1915～1921年度）

	国債	地方債	株券	社債
1915年	4.7	6.0	14.7	5.1
1916年	4.7	6.8	12.4	5.8
1917年	4.9	5.4	17.3	6.1
1918年	4.9	5.3	24.3	5.6
1919年	4.9	5.4	24.8	5.7
1920年	4.8	4.6	15.9	5.8
1921年	4.8	5.0	13.3	6.1

有価証券ごとの利回りは、各年度の収入÷各年度の平均投資額×100で計算した。各年度の平均投資額は、（前年度末残高+今年度末残高）÷2で計算した。

出典：表七および表八と同じ。

表一〇 資金・基金会計の動向（1914～1921年度）

	予備品資金	林野資金	牧場資金	帝室博物館 基金	学習院基金	女子学習院 基金	旧堂上華族 保護資金	計
1914年	1,000,000	1,000,000	300,000	506,944	1,005,686		3,718,484	7,531,114
1915年	1,000,000	1,000,700	300,329	513,142	1,034,064		3,842,082	7,690,317
1916年	1,000,000	1,006,227	324,159	533,009	1,047,556		3,899,651	7,810,602
1917年	1,050,000	1,010,227	346,479	532,862	1,057,237		3,968,949	7,965,754
1918年	1,050,000	1,010,227	371,548	532,856	1,055,979		4,044,484	8,065,094
1919年	1,250,000	1,025,153	371,548	532,827	1,068,767		4,075,968	8,324,263
1920年	1,250,000	1,012,814	374,732	532,755	776,748	342,450	4,082,595	8,372,094
1921年	1,250,000	1,007,992	374,732	532,855	777,358	342,572	4,168,568	8,454,077

出典：毎年度の「予備品資金明細表」、「特別会計各資金基金明細表」、「旧堂上華族保護資金明細表」（「会計調査録」宮 21782-1、21783-1、21783-2、21785-1、21786-1、21786-2、21789）。

の銘柄別の内訳を表一に示すが、大戦景気に伴って横浜正金銀行株と日本郵船株が飛躍的に増大していることが窺える。また日本郵船株の保有額の増大に牽引される形で、海運関連株の比重が上昇していることも注目される。

次に地方債の発行主体別の内訳を表二、社債の発行主体別の内訳を表一三に示す。地方債に関しては、総額に占める割合は依然として低いものの、東京・大阪の市債が購入されていることは注目される。

地方債の銘柄は電気事業公債や水道事業公債であり、大都市部における収益主義的な公営事業の発展という時代状況^⑤を反映している。一方で社債への投資はこの時期は伸びておらず、また銘柄も金融債に偏重している。

一方で、戦後不況に伴って、皇室財政が次第に余裕を失っていく様子も表七、表八から読み取れる。特に一九二一年度においては、御資会計収支部から通常会計に一四〇六万五〇〇〇円を移入しているが、

表一 株券の内訳 (銘柄別) (1914 ~ 1920 年度)

	1914年	1916年	1918年	1920年
日本銀行	17,998,945	17,998,945	17,998,945	17,998,945
横浜正金銀行	7,524,385	7,852,385	10,720,235	22,735,238
日本興業銀行	505,000	505,000	694,375	1,041,563
台湾銀行	441,350	756,600	1,261,000	2,269,800
朝鮮銀行	100,000	100,000	250,000	500,000
北海道拓殖銀行	5,863			
十五銀行	526,875	526,875	526,875	590,750
銀行小計	27,102,418	27,739,805	31,451,430	45,136,296
	76.8%	75.1%	67.1%	72.1%
日本郵船	4,233,035	5,239,910	10,777,722	10,777,722
大阪商船	168,750	187,500	281,250	413,438
日清汽船	5,000			
海運小計	4,406,785	5,427,410	11,058,972	11,191,160
	12.5%	14.7%	23.6%	17.9%
東京電燈	563,800	624,620	655,030	804,043
東京瓦斯	165,000			
電力・ガス小計	728,800	624,620	655,030	804,043
	2.1%	1.7%	1.4%	1.3%
北海道炭鉱汽船	1,292,400	1,292,400	1,292,400	1,777,050
北海道炭鉱汽船(優先株券)	258,480	387,720	549,270	646,200
台湾製糖	668,250	717,750	717,750	1,237,500
富士製紙	445,500	377,423	602,698	640,253
日本皮革	12,500			
製造業・鉱業小計	2,677,130	2,775,293	3,162,118	4,301,003
	7.6%	7.5%	6.7%	6.9%
東洋拓殖会社	250,000	250,000	312,500	687,500
帝国ホテル	137,500	137,500	220,000	467,500
その他小計	387,500	387,500	532,500	1,155,000
	1.1%	1.0%	1.1%	1.8%
合計	35,302,633	36,954,628	46,860,050	62,587,500
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：表八と同じ。

表二 地方債の内訳 (発行主体別) (1914 ~ 1920 年度)

	1914年	1916年	1918年	1920年
東京市	960,000	1,776,542	3,295,838	3,346,383
関東小計	960,000	1,776,542	3,295,838	3,346,383
	87.1%	74.0%	74.5%	75.5%
大阪市	141,686	124,913	630,000	630,000
近畿小計	141,686	124,913	630,000	630,000
	12.9%	5.2%	14.2%	14.2%
愛知県		500,000	500,000	453,000
中部小計		500,000	500,000	453,000
		20.8%	11.3%	10.2%
合計	1,101,686	2,401,455	4,425,838	4,429,383
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：表八と同じ。

表一三 社債の内訳（発行主体別）（1914～1920年度）

	1914年	1916年	1918年	1920年
日本興業銀行	3,443,257	3,660,843	4,096,945	1,089,312
日本勸業銀行	2,920,680	5,401,203	2,872,106	2,753,276
北海道拓殖銀行	1,025,450	1,489,471	1,875,549	2,137,781
銀行小計	7,389,387	10,551,517	8,844,600	5,980,369
	94.2%	95.9%	86.3%	81.3%
日本製鋼所	456,000	451,250	413,250	399,000
製造業・鉱業小計	456,000	451,250	413,250	399,000
	5.8%	4.1%	4.0%	5.4%
南満州鉄道株式会社			500,000	500,000
東洋拓殖会社			490,000	479,220
その他小計			990,000	979,220
			9.7%	13.3%
合計	7,845,386	11,002,766	10,247,849	7,358,589
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：表八と同じ。

資の純益をフルに充当しても消費的歳出を賄いきれなかつたことを意味している。そのため、一九二二年度においては財本の総額はほとんど増えていない（表八）。一九二二年度は皇室財政の歴史において、一つの「危機」であったと言えよう。

通常会計から御資會計收支部への残余の移入額はゼロとなっている。一九二二年度の御資會計收支部においては多額の「前年度繰入金」が生じていたために赤字化は免れているものの、これは裏を返せば、一九二二年度においては国庫支出の皇室費（四五〇万円）に加え、同年度に生じた御料地経営の純益と有価証券投

第二章 一九二二～一九二七年度

一 牧野伸顕の宮相就任と一九二二年一〇月の行政改革

一九二二年度における皇室財政の「危機」を受けて、一九二二年二月に宮相に就任した牧野伸顕と同年三月に次官に就任した関屋貞三郎の指導の下、宮内省では行政改革が検討されていく。この改革の立案過程、宮内省内にもたらした波紋などについては既に旧稿で触れたため、本稿では行政改革の結果のみを記すことにしたい。

一九二二年一〇月六日に公布された一連の皇室令・宮内省令によって、主殿寮・主御寮・調度寮が廃止されるとともに、高等官二三人、判任官・同待遇職員三四七人の定員削減が実施された¹⁷⁾。定員削減の規模は一九一四年七月の行政改革を上回り、「宮内省としては真に未曾有の大淘汰であった¹⁸⁾。実際にこの改革によってかなりの人件費の圧縮に成功している（後述）。

加えて、行政改革の意義について説明した牧野宮相の訓示が新聞上に掲載され、改革が広く国民にアピールされたことも注目される。改革の意義について牧野は、「儉素の聖旨を奉じて経費の節約を図る」と及び「事務の敏活を期」すことをあげた上で、以下のように述べている¹⁹⁾。

本省の事務は一般公衆と直接する場合少きが故に動もすれば旧慣に拘り威例に泥みて世態人情の変遷に留意せざるの□あり。又事の皇室に関する為めに其の処理の鄭重ならむことを期して往々繁

綱に流れ適宜を欠くの弊に陥り易く、之が為めに時として意外の失態を演ずるなきを保せず。吾々の尤も深く心に銘ずべきは他なし、皇室は国民全体の奉事する皇室におはしますことは是なり。君は国民を子愛したまひ、国民は君を父母の如く敬愛し奉る、我君民関係の密接なる寸毫の間隙なし。職を宮中に奉ずる者、其能く事体を弁へて処理宜を得んことを期せざる可けんや。

すなわち、一九二一年一〇月の行政改革は宮内省の内々の改革としてだけでなく、天皇が国民を「子愛」し、国民が天皇を「敬愛」するという「君民関係」の構築という視点からも正当化されていたのである。一九一四年七月の行政改革の際も国民に向けて宮内省の「廓清」をアピールするという狙いは存在していたが、一九二一年一〇月の行政改革においては、宮相訓示が新聞上で発表されていることから窺えるように、それはより徹底されていた。

なお、一九二一年一〇月六日には皇室会計令の改正もなされ、これによって帝室博物館・学習院・女子学習院・御料牧場の各特別会計は廃止され、特別会計は帝室林野管理局特別会計のみとなった²⁰。それに伴い、林野資金・牧場資金・帝室博物館基金・女子学習院基金は廃止された（学習院基金は学事基金と改称されて存置された）。すでに確認した通り、御料牧場特別会計は辛うじて黒字を計上していたものの、帝室博物館・学習院・女子学習院の各特別会計は事業収入のみでは完全に赤字であり、通常会計からの移入を受けて収支を整えていた。そのため特別会計として独立させておく意味が乏しく、通常会計の費目

に統合してしまった方が制度上簡易であると考えられたのであろう。その意味において、皇室会計令の改正は「事務の敏活を期」した行政改革の一環であったと言えるよう。

二 通常会計

一九二二～一九二七年度における通常会計の歳入を表一四に示す。一九二一年度までと比べて經常部の「雑収入」が増加しているのは、御料牧場・帝室博物館・学習院・女子学習院の各特別会計の廃止に伴い、それらの収入が「雑収入」として計上されるようになったためである。また多額の「土地払下代」が計上されていることも注目されるが、これはこの時期に御料地処分事業が展開しているためである。

次に歳出を表一五に示す。一九二三年度の決算書のみ変則的で、宮内省本省に所属する職員の給与と帝室博物館・学習院・女子学習院に所属する職員の給与が一括計上されている関係で、歳出構成の経年的な比較が十分にはできない。理由は不明であるが、関東大震災に伴うイレギュラーな処理とも推測される。また土地払下代を御資会計財本部に移入する処理（一九二三～一九二七年度）と剰余金を御資会計収支部に移入する処理（一九二五～一九二七年度）は、決算書においては歳出として計上されているが、これは会計間のカネの移動であって、費消されたことを意味しないため、一般的な歳出とは分けて表示した。前者は一九二三年度以降、御料地の売却益を直接に御資会計財本部へ移入する措置が定められたことに基づく²¹。したがって、表一五の「経

表一四 通常会計の歳入 (1922～1927年度)

		1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年
経常部	皇室費常額	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
	帝室林野管理局剰余金	9,770,936	9,676,326	7,890,035	5,914,043	9,180,106	6,720,049
	旧特別会計剰余金 ⁽¹⁾	92,600					
	雑収入	750,225	796,235	601,649	648,704	782,349	888,874
	計	15,113,762	14,972,561	12,991,684	11,062,747	14,462,455	12,108,923
臨時部	御資会計収支部より移入	8,926,999	20,375,316	9,362,888	9,377,693	8,751,175	10,379,148
	土地払下代	436,140	912,531	1,385,653	1,659,313	319,918	316,539
	貸付金返入	636	642	509	405	454	645
	御料牧場会計繰越金	1,448					
	前年度剰余金	500,000	3,100,748	3,314,041	2,734,694	1,529,781	3,282,763
	前年度繰越金	316,951	191,213	1,259,824	964,502	2,141,389	1,735,606
	計	10,182,174	24,580,450	15,322,915	14,736,606	12,742,717	15,714,701
合計	25,295,936	39,553,010	28,314,599	25,799,353	27,205,172	27,823,624	

(1) 帝室博物館会計剰余金、学習院会計剰余金、女子学習院会計剰余金、御料牧場会計剰余金の合計。
 出典：各年度の「通常会計歳入歳出決算」(1922～1925年度の「各会計決算」宮22403・22406、1927～1928年度の「会計予算決算録」宮20600、20610)。

加藤 祐介 大正・昭和初期の皇室財政―実態に着目して

常部と臨時部の合計」が各年度において費消された金額ということになる。

この時期の歳出の傾向だが、一九二三年度を除くと、一九二三年度以降に關東大震災の復旧費である「震災費」を計上せざるを得なかったこと、一九二四年度に摂政裕仁の婚礼関係費が計上されて、これを考慮すれば、かなり抑制が効いていると言っている。特に歳出

経常部の「給与」は一九二一年度の五一〇万五二一五円(前掲表二)から一九二二年度は四三万五六一九円へと急減しており、一九二四年～一九二七年度においても基本的には漸減している。一九二一年一〇月の行政改革は、人件費の削減という点では一定の成果をあげたのである。また旧稿でも指摘したが、特に一九二〇～一九二四年度においては、工事や營繕の関係費(経常部の「宮殿費」・「庁舎費」、臨時部の「宮殿庁舎等營繕設備費」)の減少も著しい。

一般に皇室財政の予算編成過程を明らかにすることは難しいが、一九二二年度予算の編成方針について、山崎四男六(内蔵頭)が以下のように記者に漏らしていることは参考になる。⁽²⁾

宮内省も「概算請求が」各寮から夫々私の手許に提出されるが、各省の予算と同じく大部分の削減を加へて行く。宮内省の予算は中々膨大だと思はれて居るが、当局としては金はなし、逆も各寮の希望を充てて行かれない。いつも内匠寮が多いが今年も大方さうかも知れない。今年には各御所の修繕特に高輪東宮御所の洋館の増築費等も計上されるかも知れないが、来年度に於ける大きな予算の計上は現れて居ないと思ふ。

談話から、一九二二年度においては内蔵寮が各寮からの予算請求を厳しく査定する方針であることが窺える。また国家財政のアナロジーでもって皇室財政の予算編成方針が説明されていることも、宮内省側の認識が垣間見えて興味深い。ちなみにこの談話を受けて、同記事は山崎を「宮内省の大蔵大臣」と形容している。もちろん、取材に心え

表一五 通常会計の歳出 (1922～1927年度)

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	
經常部	神事費	147,279	144,905	144,703	141,268	148,873	129,996
	内廷費	510,750	493,000	506,836	478,000	505,400	643,100
	宮廷費	2,975,782	2,572,470	2,477,990	2,392,754	2,168,617	1,261,586
	宮殿費	899,433	792,964	676,078	584,487	613,472	601,479
	皇族費	989,695	1,014,820	921,735	931,580	899,025	968,180
	恩賜(1)	2,191,968	1,381,295	1,510,679	1,535,579	1,596,213	1,400,059
	給与(2)	4,345,619		4,235,058	4,207,432	4,248,640	4,149,267
	恩給	617,199		988,592	1,005,039	1,032,278	1,058,748
	庁舎費	562,112					
	御料牧場費	269,913	6,734,255	543,341	565,952	531,195	572,685
	帝室博物館費	316,354		278,332	250,312	256,022	291,942
	学習院費	499,052		511,383	509,756	527,943	546,886
	女子学習院費	256,337		248,823	274,329	278,836	285,092
	雑出	150,384	226,526	430,924	414,920	390,415	486,558
	機密費	5,000	5,000	5,000	20,000	30,000	30,000
計	14,736,876	13,365,236	13,479,475	13,311,407	13,226,927	12,425,579	
臨時費	神事費(3)	6,376	2,316	21,916	9,771	5,386	19,709
	陵墓宮繕費(4)	93,299	31,874	15,152	26,216	23,120	605,051
	宮廷費(5)	229,764	98,433	90,668	71,060	361,767	439,375
	行幸啓・御成費	1,331,833	950,820	897,948	924,823	731,518	322,276
	宮殿・庁舎等宮繕設備費(6)	911,244	900,298	584,617	753,559	2,637,400	1,394,678
	宮繕設備費(帝室博物館・学習院・女子学習院・御料牧場)(7)	70,356	66,536	92,593	66,462	500,679	586,447
	恩賜(8)	3,500,000	12,000,000	2,109,700	40,000	40,000	40,000
	土地購入費(9)	263,977	242,024	179,587	202,471	278,258	360,855
	貸付金(10)	3,444	3,110	3,689	3,459	3,437	3,583
	皇族関係費(11)	669,909	1,978,757	434,215	1,478,987	2,386,380	642,110
	武官海外差遣費	28,320					
	制度調査費	31,655	27,229	25,586	28,116	21,841	
	臨時編修費	95,415	89,776	90,964	87,352	89,590	88,814
	臨時編纂費	6,020	3,155				
	明治天皇御集調製費	3,165					
	昭憲皇太后御集調製費	14,851	4,060				
	爵位次第録整理費	1,459	3,126	2,400			
	臨時東山御文庫取調費			13,806	37,587	40,381	60,670
	臨時御歴代史実考査費				8,177	6,886	
	御物管理費				6,479	4,499	4,010
	図書寮貴重書副本作成費					10,645	12,102
皇統譜調製関係費					12,013	1,647	
陵籍及墓籍調製関係費					3,538	12,022	
大正徳行録調製費					55,561		
式典関係費(12)	6,011	500,438	2,913,485	1,414,727	14,067	1,890,857	
震災費(13)		1,699,425	1,059,750	1,328,781	912,991	937,367	
計	7,267,099	18,601,379	8,536,076	6,488,027	8,139,957	7,421,573	
經常部と臨時部の合計	22,003,975	31,966,615	22,015,551	19,799,434	21,366,884	19,847,152	
土地払下代金を御資会計本部へ移入		912,531	1,384,164	1,659,313	319,918	316,539	
剰余金を御資会計収支部へ移入				300,000	500,000	300,000	
合計	22,003,975	32,879,145	23,399,714	21,758,746	22,186,803	20,463,691	

(1) 1927年度は「贈賜」。なお、1927年度は費目を組み換えているので、1926年度以前と比較するために「贈賜」中の「贈賜金」を「宮廷費」に加える処理を行っている。

(2) 給与の款から恩給の項目のみ独立させた。

(3) 1922年度は「皇大神宮本殿還御祭費」、1924年度は「神宮其他奉告祭費」、1925年度は「朝鮮神宮霊代奉納費」、1926年度は「長慶天皇皇代奉告祭費」を合算。

(4) 1922年度は「伏見桃山陵參集所焼失品新調費」、1923年度は「陵墓水害復旧費」、1927年度は「武蔵陵墓地隣接道路付替費」を合算。

(5) 1923年度は「勲章修繕費」・「御料自動車新調費」・「東宮職女子職員礼服及装身具新調費」、1924年度は「手馴者馬車新

- 調費」、1925年度は「自動車改造費」、1926～1927年度は「御達例関係費」を合算。
- (6) 1922年度は「宮殿装設費」・「営繕費」・「自動芝刈機購入費」・「写真製図機購入費」・「葉山御用邸水道線路災害復旧費」・「番町四号官舎洋館災害復旧費」・「霞関離宮御馬場新設費」・「日光御用邸備付飲食器新調費」・「震災復旧費」・「宮ノ下御用邸玉突場新設費」・「正倉院消火栓設備費」、1923年度は「宮殿装設費」・「営繕費」・「自動芝刈機購入費」・「農具購入費」・「霞関離宮在庫品運搬費」・「霞関離宮改修費」・「番町二号官舎日本館増設費」・「表町官舎修繕費」・「赤坂離宮臨時改修費」・「御料自動車新調費」、1924年度は「農具購入費」・「赤坂離宮臨時改修費」・「宮殿装設費」・「番町二号官舎日本館増設費」・「霞関離宮改修費」・「皇子御殿臨時改修費」・「沼津御用邸一部模様替費」、1925年度は「営繕費」・「農具購入費」・「東宮仮御所生物学研究室新設費」・「皇子御殿臨時改修費」・「赤坂離宮臨時改修費」・「賢所皇霊殿神殿非常御動座用具費」・「非常災害用具購入費」・「宮城鉄橋脇濠土手水害復旧費」・「風水被害復旧費」、1926年度は「営繕費」・「農具購入費」・「風水被害復旧費」・「霞関離宮臨時改修費」、1927年度は「営繕費」中の関係歳出・「庁舎費」中の関係歳出・「農具購入費」。
- (7) 歳出臨時部の「営繕費」中、帝室博物館・学習院・女子学習院・御料牧場の営繕・設備費に当たるものは独立させた。1922年度は「営繕費」中の関係歳出・「下総牧場特設電話線仮設費」・「種牛購入費」・「御料牧場十場牽付費」、1923年度は「営繕費」中の関係歳出・「種牝牝馬購入費」・「下総牧場特設電話架設費」・「種牛購入及牽付費」、1924年度は「営繕費」中の関係歳出・「学習院高等科教室備品新調費」、1925年度は「営繕費」中の関係歳出・「新冠牧場給水設備費」、1926年度は「営繕費」中の関係歳出・「学習院特別教室設備費」・「学習院開校五十年史編纂費」・「女子学習院体操教室設備費」・「種牝馬購入費」・「新冠牧場給水設備費」、1927年度は「営繕費」中の関係歳出・「庁舎費」中の関係歳出・「学習院特別教室設備費」・「学習院青年寮設備費」・「学習院開校五十年関係費」・「種牝馬購入費」。
- (8) 皇族を対象とした恩賜は「皇族関係費」に計上した。
- (9) 1923年度は「帝室林野管理局野辺地出張所官舎敷地購入費」を合算。
- (10) 皇族を対象とした貸付金は「皇族関係費」に計上した。
- (11) 内訳は後掲表一七に示す。
- (12) 1922年度は「東宮御婚儀関係費」、1923年度は「東宮御婚儀費」、1924年度は「東宮御婚儀費」・「東宮御婚儀関係費」、1925年度は「大婚二十五年御祝典費」・「大婚二十五年御祝典関係費」、1926年度は「大喪関係費」、1927年度は「大喪関係費」・「大札準備費」。
- (13) 「震災費」中の「御賑恤金」は「恩賜」に計上した。

出典：表一四と同じ。

てくれた山崎を持ち上げる意味もあろうが、国家財政と対をなす「公」的な財政として皇室財政が捉えられていたとも解釈できる。

ただし、全ての費目が一律に削減されたというわけではない。この時期の皇室財政の歳出における恩賜について表一六に示すが、一九二二―一九二四年度においては多額の恩賜が行われている。特に関東大震災に際しては一〇〇〇万円の「御賑恤金」が計上され、それに牽引されて、一九二三年度における歳出（費消された金額）に占める恩賜の割合は四八・〇％にも到達している。大規模災害や慶事が重なったとはいえ、全体の歳出が絞られていくなかで大戦景気の時期に匹敵するか、それを上回る規模の恩賜が計上されたことは、牧野宮相期の財政運営の特徴として注目に値する。また社会事業に関しては、個別事例ではあるが、一九二三年六月から一〇ヶ月間にわたって「社会事業の研究」のために宮内省参事官の金田才平がヨーロッパに派遣されていることも目を惹く。²⁴「これ迄宮内省からの欧米出張は彼地の皇室制度や建築其他技術方面の視察がその主旨」であり、「社会事業の研究」を目的とした出張は「全く宮内省からの出張としては珍らしいこと」であって、金田の派遣は「同省が時代に順応して行く第一歩であらう」と好意的に受け止められた。²⁴この事例も、当時の宮内省における社会事業への積極姿勢として位置づけられよう。

なお、一九二三年度の「御賑恤金」の支出に際しては、皇室財産中の国債の売却、すなわち財本の取り崩しがなされており（詳しくは後述）、しかも国債の売却に際しては七七万七千八百七十七円の差損が計上され

表一六 皇室財政における恩賜（1922～1927年度）

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年
通常会計経常部	宮廷費中の御費のうち贈賜金	1,285,790	1,684,370	1,644,830	1,339,090	1,139,510
	宮廷費中の御費のうち贈賜物品費	35,927	28,309	12,638	25,580	25,171
	恩賜 ⁽¹⁾	2,191,968	1,381,295	1,314,525	1,339,105	1,412,686
	御料地所在市区町村下賜金			196,154	196,474	183,527
	計	3,513,685	3,093,974	3,168,147	2,900,249	2,760,894
通常会計臨時部	教育費賜金	2,000,000	2,000,000	2,000,000		
	東京市道路費補助賜金	1,500,000				
	御賑恤金		10,000,000			
	長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金			40,000	40,000	40,000
	東宮御婚儀関係費中の恩賜			2,377,705		
	正倉院附属地整理費賜金			69,700		
	大婚二十五年御祝典費中の恩賜				1,150,000	
	大喪関係費中の御恵恤金					1,500,000
計	3,500,000	12,000,000	4,487,405	1,190,000	40,000	
帝室林野管理局 特別会計	長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金	40,000	40,000			
	御料地所在市区町村下賜金	203,425	199,587			
	計	243,425	239,587			
合計(A)	7,257,110	15,333,561	7,655,552	4,090,249	2,800,894	3,623,341
歳出の合計(B)	22,003,975	31,966,615	22,015,551	19,799,434	21,366,884	19,847,152
(A)/(B)×100	33.0	48.0	34.8	20.7	13.1	18.3

1927年度においては、「宮廷費」(款)中の「御費」(項)のうち「贈賜金」(目)・「贈賜物品費」(目)と「恩賜」の款を統合して「贈賜」という款が新設される。なお、1928年度以降との比較のため、「贈賜」のうち「贈賜食饌費」を除く処理を行った。

(1) 1924年度以降において、通常会計経常部の「恩賜」のうち「御料地所在市区町村下賜金」は独立させた。

出典：表一四、表一八（後掲）と同じ。

ている²⁵⁾。すなわち、一〇〇〇万円の恩賜金の捻出に際して宮内省は、財政的な損を蒙ることよりも、多額の恩賜によって国民の天皇への支持をつなぎとめることを重視したのである。ただし、減少した財本を補填する必要が生じたために、歳出削減の圧力がより強まったことも間違いないであろう。実際に、一九二五年三月に牧野が宮相から内大臣に転じ、後任に一木喜徳郎が就任した後、恩賜は急速に絞られている（表一六）。

また歳出経常部中の「皇族費」は停滞的であるが、臨時部中の「皇族関係費」は、年度ごとの差はあるものの一九一四～一九一八年度、一九二〇～一九二一年度（前掲表四）と比べて高い水準で推移している。その内訳を示した表一七からは、この時期において皇族の洋行に関わる歳出が増大していることが窺える。旧稿で触れたように、この問題は宮内省内で問題視されており、一九二七年にその抑制が合意されるに至る。

三 帝室林野管理局（帝室林野局）特別会計

一九二二～一九二七年度における帝室林野管理局特別会計の動向を検討する。なお、一九二四年四月八日の官制改正により、帝室林野管理局は帝室林野局と改称されている。

歳入の動向を表一八に示す。「事業収入」中の「払下代」は安定的に推移しており、皇室財政の歳入源として御料林経営が定着している模様が窺える。また御料地処分事業の本格化に伴い、「土地払下代」が増

表一七 通常会計歳出臨時部における皇族関係費の内訳（1922～1927年度）

		1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年
誕生・養育・婚儀 など	淳宮成年式費	94,993					
	邦久王成年式費		507				
	高松宮成年式費				74,524		
	皇孫御誕生関係費				77,949	12,702	
	皇子御誕生費						45,849
	計	94,993	507		152,473	12,702	45,849
海外差遣・見学	稔彦王御見学費	143,500	106,500	150,000	150,000	150,000	41,800
	成久王同妃御渡欧費	299,400	209,000	35,000			
	鳩彦王同妃御渡欧費	92,016	312,750	209,000	168,384		
	秩父宮海外御見学費				358,130	492,786	158,069
	王世子李垠御洋行費補助賜金					200,000	
	計	534,916	628,250	394,000	676,514	842,786	199,869
邸宅建設補助	東伏見宮殿邸建築賜金				450,000		
	高松宮麻布御用地交換差額贈進金					150,892	150,892
	李王殿邸建築費賜金						50,000
	計				450,000	150,892	200,892
その他	皇族貸付金	40,000				30,000	195,500
	皇族降下特賜金		1,350,000			1,350,000	
	高松宮遠洋航海費			40,142			
	皇族御参拜費			73			
	賀陽宮臨時賜金				200,000		
	計	40,000	1,350,000	40,215	200,000	1,380,000	195,500
合計		669,909	1,978,757	434,215	1,478,987	2,386,380	642,110

出典：表一四と同じ。

表一八 帝室林野管理局（帝室林野局）特別会計の歳入（1922～1927年度）

		1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年
經常部	事業収入						
	貸下料	588,322	599,465	601,174	796,022	390,747	437,856
	払下代	13,557,840	13,738,365	11,875,085	10,738,657	11,767,841	11,919,450
	運材留材料	6,571	6,384	4,722	3,851	2,889	3,126
	水産収入	8,427	5,186	7,040	7,089	7,910	9,164
	計	14,161,160	14,349,401	12,488,020	11,545,619	12,169,388	12,369,597
雑収入		244,492	252,714	195,217	173,801	152,513	120,252
	計	14,405,652	14,602,114	12,683,237	11,719,421	12,321,901	12,489,848
臨時部	土地払下代	1,318,193	1,206,007	2,325,172	2,888,368	2,103,763	2,966,535
	土地払下代前年度繰越金						24,827
	木曾川沿岸森林鉄道敷設経費納付金	150,000		300,000	150,000	150,000	150,000
	臨時木材払下代		44,830	2,109,433	4,291,518		
	前年度剰余金	1,026,385	659,445	1,163,774	1,668,514	1,446,805	
	前年度繰越金						834,140
	計	2,494,578	1,910,282	5,898,379	8,998,400	3,700,567	3,975,502
合計		16,900,230	16,512,396	18,581,616	20,717,821	16,022,468	16,465,350

出典：各年度の「特別会計歳入歳出決算」（1922～1925年度の「各会計決算」宮22403・22406、1927～1928年度の「会計予算決算録」宮20600、20610）。

大していることも注目される。

歳出の動向を表一九に示す。通常会計と同じく、土地払下代を御資会計財本部に移入する処理(一九二三年度)は、決算書では歳出として計上されているが、これは費消されたことを意味しないため、一般的な歳出とは分けて表示している。一九二一年度に一七七万五五六六円であった経常部の「給与」は(前掲表六)、一九二三年度には一三五万三四六四円へと急減している。一九二一年一〇月の行政改革による人件費の圧縮は、帝室林野管理局においても貫徹していたのである。また臨時部の「土地整理費」が漸増していることは御料地処分事業の進展の表れであろう。

帝室林野管理局(帝室林野局)特別会計に関する出来事である。この時期重要なのは、関東大震災に伴う御料林の臨時伐採である。表一九から一九二三〜一九二五年度の三年間で計三三三万六〇二二円の「臨時伐木費」が支出されていること、表一八から同年間において計六四四万五七八一円の「臨時木材払下代」が収入として計上されていることが分かる。この臨時伐採は震災後における木材需要の増大への対応という面があるが、同時に木材の下賜も行われているため、下賜材の調達という意味もあったと推測される。また伐採後には臨時造林が行われたため、その分の歳出が計上されていることも表一九から読み取れる。

表一九 帝室林野管理局(帝室林野局)特別会計の歳出(1922～1927年度)

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	
経常部	給与	1,420,763	1,353,464	1,399,120	1,476,595	1,435,873	1,519,099
	事務費	255,009	258,885	277,465	273,312	281,696	278,336
	事業費	3,541,052	3,403,078	3,706,621	3,589,088	3,284,785	3,627,951
	御料地所在市区町村下賜金	203,425	199,587				
	雑出	15,843	26,851	19,608	15,994	14,924	33,675
計	5,436,092	5,241,865	5,402,814	5,354,989	5,017,277	5,459,061	
臨時部	施業案編成費	36,112	41,108	30,876	34,122	40,304	40,829
	路網調査費	9,931	12,106	16,100	11,498	13,014	7,967
	土地整理費	61,543	80,900	118,181	129,451	157,356	146,143
	工事費 ⁽¹⁾	955,166	509,717	739,011	886,282	413,382	960,899
	林務講習費		5,110				10,954
	神宮御造営材伐出費	10,397					
	臨時伐木費		257,120	2,429,123	1,149,778		
	臨時造林費				92,324	110,958	139,160
	災害善後処理費		56,027	102,048	23,885		
	木曾支局庁舎及官舎火災善後処理費						208,714
	建物・土地購入費 ⁽²⁾					30,000	
	長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金	40,000	40,000				
	補助金	12,786	9,250	3,690	18,422	15,648	
	その他 ⁽³⁾	2,432		11,978	32,665	35,707	34,639
	計	1,128,367	1,011,338	3,451,007	2,378,427	816,369	1,549,305
経常部と臨時部の合計	6,564,459	6,253,203	8,853,821	7,733,416	5,833,646	7,008,366	
土地売払代金を御資会計財本部へ移入		1,205,384	2,145,240	2,357,497	2,609,807	2,934,517	
合計	6,564,459	7,458,588	10,999,060	10,090,911	8,443,452	9,942,882	

「御料地所在市区町村下賜金」と「長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金」は1924年度より通常会計歳出経常部へ移管。

(1) 鉄道建設費、砂防工事費、庁舎の新築・修繕費など建築・土木工事に関係する歳出を一括。

(2) 建物・土地の買上費を一括。

(3) 1922年度は「平和博覧会出品費」、1924年度は「陵墓地境界調査費」、1925～1927年度は「陵墓地調査費」。

出典：表一八と同じ。

四 御資会計および各資金・基金会計

一九二二―一九二七年度における御資会計収支部の歳入・歳出を表二〇、御資会計財本部の残高（財本蓄積の動向）を表二一に示す。

表二〇によれば、一九二二年度は一億一八六八万〇九九四円であった財本残高（前掲表八）が、一九二二年度には一億二二八八万一八三六円へと増加している。一九二二年一〇月の皇室会計令改正によって林野資金・牧場資金・帝室博物館基金・女子学習院基金が廃止されたことに伴い、旧資金・基金所属の財本のうち一五八万七七五一円が御資会計財本部に移入されているが、それを差し引いたとしても、一九二二年度においては二六一万三〇九一円の蓄積が実現していることになる。もともと、一九二二年度においては通常会計において四三万六一四〇円、帝室林野管理局特別会計において一三二万八一九三円の「土地払下代」が計上されており（前掲表一四、表一八）、これらは財産の形態が不動産から動産に変化しているに過ぎないとも言えるため、仮にそれらを差し引くと財政の純粋な黒字分は八六万円程度ということになる。

しかし、一九二三年度において財本は急減する。これは同年度において財本中の国債を売却し、関東大震災に伴う「御賑恤金」の支出に充てたためである（前述）。表二一によれば、一九二三年度に急減した財本はその後速やかに回復しているように見えるが、これには注意が必要である。一九二三年度以降においては通常会計と帝室林野管理局（帝室林野局）特別会計における御料地の売却益が御資会計財本部に直

接移入されているが、これは財産の形態の転換に過ぎず、御資会計財本部の財本の増大分をそのまま皇室財政の黒字分と見做すことはできないためである。御資会計財本部における一九二四―一九二七年度の財本の増加額は計一五四三万九一五〇円である。一方、同時期における通常会計から御資会計財本部への「土地払下代金」の移入額は計三六七万九三三四円、帝室林野管理局（帝室林野局）特別会計から御資会計財本部への移入額は一〇〇四万七〇六一円であり、その合計は一三七二万六九九五円に達している（前掲表一五、表一九）。つまり、この時期の財本増加額の実に八八・九％は御料地の売却益の移入によって生じており、四年間の財政の黒字分は、単純計算で一七二万円ほどに過ぎないのである。以上から、皇室財政は一九二三年度が大幅な赤字であることはもちろんだが、一九二四―一九二七年度においても黒字分は極小であったことが分かる。

次にこの時期の各資金・基金会計の動向を表二二に示す。もともと、この時期においては、物品をストックする会計である予備品資金会計の財本額が、関東大震災に伴う物品の焼失・破損によって一時的に減少していることが目に付く程度であり、²⁸ 際立った特徴は認められない。次に有価証券投資の動向を検討する。まず有価証券ごとの利回りを表二三、株券の内訳を表二四に示す。第一次世界大戦後において株券の利回りは漸落しているとはいえ、それでも有価証券のなかでは突出して高いことも事実であり、株券の配当は皇室財政における重要な歳入源であったことが窺える。表二四からは、全体的に保有株式の分散

表二〇 御資会計収支部における歳入・歳出（1922～1927年度）

	歳入										歳出		
	国債 収入	地方債 収入	株券 収入	社債 収入	預金 収入	予備品 資金収入	通常会計 より移入	御資会計本部 より移入	前年度 繰入金	計	雑出	通常会計 に移入	計
1922年	2,149,737	247,738	7,405,118	527,034	122,234	3,969	1,551,096			12,006,925		8,926,999	8,926,999
1923年	2,081,134	349,686	7,009,580	561,641	102,994	7,022		10,825,050		20,937,107		20,375,316	20,375,316
1924年	1,559,685	418,340	6,800,202	755,765	169,592	2,662	2,100,000		561,791	12,368,036	21	9,362,888	9,362,909
1925年	1,586,647	500,038	6,792,766	856,596	261,752	5,212	1,515,689		2,405,127	13,923,828	21	9,377,693	9,377,714
1926年	1,714,534	554,582	6,785,884	921,911	355,922	7,076	869,437		4,246,114	15,455,460	26	8,751,175	8,751,201
1927年	1,634,612	620,400	6,220,624	1,029,821	430,170	1,618	300,000		4,204,259	14,441,505	6	10,379,148	10,379,154

出典：各年度の「御資会計収支部歳入歳出決算」（1922～1925年度の「各会計決算」宮22403～22406、1927～1928年度の「会計予算決算録」宮20600、20610）。

表二一 御資会計財本部における財本蓄積の動向（1922～1927年度）

	国債	地方債	株券	社債	現金	地金	合計
1922年	44,622,593	5,739,783	63,201,122	8,849,361	468,977		122,881,836
1923年	32,927,131	5,921,753	63,430,396	10,641,980	1,719,065		114,640,325
1924年	32,839,140	6,944,841	64,148,218	12,224,205	766,181	4,457	116,927,043
1925年	33,313,047	7,188,477	66,982,153	13,293,445	2,022,079	4,457	122,803,657
1926年	34,302,487	9,375,699	67,173,478	14,905,704	1,865,363	4,457	127,627,188
1927年	33,967,715	8,992,310	67,786,916	14,671,036	4,657,042	4,457	130,079,475

出典：各年度の「御資会計財本部計算書」（1922～1925年度の「各会計決算」宮22403～22406、1927～1928年度の「会計予算決算録」宮20600、20610）。

表二二 資金・基金会計の動向（1922～1927年度）

	予備品資金	学事基金	旧堂上華族 保護資金	計
1922年	1,250,000	778,058	4,262,452	6,290,510
1923年	1,250,000	778,058	4,355,643	6,383,701
1924年	1,152,881	778,429	4,465,249	6,396,559
1925年	962,315	778,673	4,584,799	6,325,787
1926年	1,000,000	779,406	4,712,095	6,491,501
1927年	1,000,000	780,613	4,779,703	6,560,316

出典：各年度の「予備品資金明細表」、「学事基金明細表」、「旧堂上華族保護資金明細表」（「各会計決算」宮22403～22406、「会計予算決算録」宮20600、20610）。

表二三 有価証券ごとの利回り（1922～1927年度）

	国債	地方債	株券	社債
1922年	4.8	4.9	11.8	6.5
1923年	5.4	6.0	11.1	5.8
1924年	4.7	6.5	10.7	6.6
1925年	4.8	7.1	10.4	6.7
1926年	5.1	6.7	10.1	6.5
1927年	4.8	6.8	9.2	7.0

有価証券ごとの利回りは、各年度の収入÷各年度の平均投資額×100で計算した。各年度の平均投資額は、（前年度末残高＋今年度末残高）÷2で計算した。

出典：表二〇、表二一と同じ。

が図られているとはいえ銀行株の割合が依然として高いこと、御料林経営に関係する鉄道会社や満鉄の株が新たに購入されていることが窺える。なお、個別事例ではあるが、一九二三年度に漢城銀行の株券が購入されたことも重要である。漢城銀行は京城に本店を構える朝鮮人設立の銀行であるが、新聞報道によれば、同行は「内鮮融和、内鮮経済統一の見地よりして宮内省の同行株御買上の請願を為して」おり、それを宮内省が「聴許」する形で同行株の購入がなされたという。²⁹ 購入の経緯が真実なのかどうかは定かではないが、少なくとも朝鮮人の側が自ら設立した銀行の株式の購入を宮内省側に働きかけ、それが認められたという

表二四 株券の内訳（銘柄別）（1920～1926年度）

	1920年	1922年	1924年	1926年
日本銀行	17,998,945	17,998,945	17,998,945	17,998,945
横浜正金銀行	22,735,238	22,118,746	22,044,413	22,044,413
日本興業銀行	1,041,563	1,136,250	1,136,250	1,136,250
日本勧業銀行				467,000
台湾銀行	2,269,800	2,648,100	2,648,100	1,986,075
朝鮮銀行	500,000	220,000	220,000	110,000
北海道拓殖銀行		18,117	18,117	18,117
十五銀行	590,750	590,750	590,750	590,750
三井銀行			91,200	419,800
第一銀行				476,000
住友銀行				381,000
朝鮮殖産銀行				221,550
漢城銀行			59,730	59,730
銀行小計	45,136,296 72.1%	44,730,908 70.8%	44,807,505 69.8%	45,909,630 68.3%
日高拓殖鉄道			100,000	150,000
夕張鉄道			25,000	175,000
坂川鉄道			87,500	402,500
大井川鉄道				50,000
鉄道小計			212,500 0.3%	777,500 1.2%
日本郵船	10,777,722	10,777,722	10,777,722	10,777,722
大阪商船	413,438	413,438	413,438	413,438
海運小計	11,191,160 17.9%	11,191,160 17.7%	11,191,160 17.4%	11,191,160 16.7%
東京電燈	804,043	982,858	1,137,745	1,257,580
東京瓦斯		83,400	117,675	290,225
電力・ガス小計	804,043 1.3%	1,066,258 1.7%	1,255,420 2.0%	1,547,805 2.3%
北海道炭鉱汽船	1,777,050	1,832,800	1,832,800	1,832,800
北海道炭鉱汽船（優先株券）	646,200	663,700	663,700	663,700
台湾製糖	1,237,500	1,237,500	1,237,500	1,237,500
富士製紙	640,253	916,296	1,247,634	1,247,634
王子製紙				201,750
製造業・鉱業小計	4,301,003 6.9%	4,650,296 7.4%	4,981,634 7.8%	5,183,384 7.7%
南満州鉄道株式会社				726,500
東洋拓殖会社	687,500	875,000	875,000	875,000
帝国ホテル	467,500	687,500	825,000	962,500
その他小計	1,155,000 1.8%	1,562,500 2.5%	1,700,000 2.7%	2,564,000 3.8%
合計	62,587,500 100.0%	63,201,122 100.0%	64,148,218 100.0%	67,173,478 100.0%

出典：表二一と同じ。

表二五 地方債の内訳（発行主体別）（1920～1926年度）

	1920年	1922年	1924年	1926年
東京市	3,346,383	4,131,183	3,941,903	5,007,042
横浜市		665,000	753,784	933,766
埼玉県				384,217
関東小計	3,346,383 75.5%	4,796,183 83.6%	4,695,687 67.6%	6,325,025 67.5%
大阪市	630,000	671,600	1,137,962	1,094,662
神戸市				280,800
兵庫県				200,795
近畿小計	630,000 14.2%	671,600 11.7%	1,137,962 16.4%	1,576,257 16.8%
名古屋市				402,141
愛知県	453,000	232,000	110,000	
中部小計	453,000 10.2%	232,000 4.0%	110,000 1.6%	402,141 4.3%
福島市		40,000		
宮城県			220,000	216,191
東北小計		40,000 0.7%	220,000 3.2%	216,191 2.3%
新潟県			80,000	80,000
富山県			125,900	100,820
北陸小計			205,900 3.0%	180,820 1.9%
山口県			575,293	575,293
中国小計			575,293 8.3%	575,293 6.1%
徳島県				99,973
四国小計				99,973 1.1%
合計	4,429,383 100.0%	5,739,783 100.0%	6,944,841 100.0%	9,375,699 100.0%

出典：表二一と同じ。

ストーリーが「麗しい」ものであるとして社会に発信されたことは確かである。金額的な規模こそ小さいが、第一次世界大戦後における植民地支配の動揺への対応として、「内鮮融和」を演ずる象徴的意味が同行株の購入には込められていたのである。

続いて地方債の内訳を表二五、社債の内訳を表二六に示す。表二五、表二六から、どちらも一九二二年度以降において購入する銘柄の分散が図られていることが窺える。特に社債においては、一九二〇年代半ば以降、各府県の農工銀行債が積極的に購入されている。なお、若干余儀ながら、地方債に関しては山口県債が選好されていることも目を惹く。ここに伊藤博文より続く「長州閥」の宮内省支配の名残をみるのは著者の邪推であろうか。

第三章 一九二八～一九三六年度

一 「事務調査会」の設置と一九三〇年三月の行政改革

旧稿で明らかにしたように、一九二七～一九二九年において、宮内省に「事務調査会」という会議が設置され、皇室財政の改革について包括的な議論がなされた。そこで提起された内容がすべて実現したわけではないが、そこでの答申をもとに、一九三〇年三月三日に一連の皇室令・宮内省令が公布され、大膳寮の廃止（大臣官房への統合）、高等官三十六人、判任官・同待遇職員三〇〇人の定員削減などが実施された³⁰⁾。なお、このとき

表二六 社債の内訳（発行主体別）（1920～1926年度）

	1920年	1922年	1924年	1926年
日本興業銀行	1,089,312	1,079,557	724,046	908,880
日本勧業銀行	2,753,276	3,404,949	5,011,176	5,119,793
北海道拓殖銀行	2,137,781	3,004,832	3,729,347	3,530,928
朝鮮殖産銀行				200,000
東京府農工銀行			541,254	1,576,605
神奈川県農工銀行				300,000
栃木県農工銀行				93,682
大阪農工銀行				198,000
兵庫県農工銀行				250,000
福島県農工銀行				118,853
銀行小計	5,980,369 81.3%	7,489,338 84.6%	10,005,823 81.9%	12,296,741 82.5%
東京瓦斯			41,348	249,111
京浜電力			35,194	
富士水電				101,364
東京電燈				99,000
電力・ガス小計			76,542 0.6%	449,475 3.0%
富士製紙				45,000
日本製鋼所	399,000	337,250	280,250	228,000
北海道炭鉄汽船				98,500
製造業・鉱業小計	399,000 5.4%	337,250 3.8%	280,250 2.3%	371,500 2.5%
南満州鉄道株式会社	500,000	580,794	1,441,068	1,441,068
東洋拓殖会社	479,220	441,980	420,520	346,920
その他小計	979,220 13.3%	1,022,774 11.6%	1,861,588 15.2%	1,787,988 12.0%
合計	7,358,589 100.0%	8,849,361 100.0%	12,224,205 100.0%	14,905,704 100.0%

出典：表二一と同じ。

「宮内省は、なるべく「人員整理」ではなく「自然縮小」によって、つまり減員ではなく退職者の不補充によって減員を行うと新聞上で述べている。⁽²¹⁾ また行政整理については省内で継続的な検討が行われ、一九三二年一月二十八日にも判任官・同待遇職員の設定員一五人の削減がなされたが、このときも宮内省は「退職を命じた百余名には希望で現俸給から二割減給、嘱託に採用して」いる。⁽²²⁾ いずれも、昭和恐慌によって失業問題が深刻化しているなかで、整理対象者から不満が出ないように、出来る限りの配慮がなされていると言えよう。

一方で、第二次若槻礼次郎内閣が一九三一年六月一日からの官吏減俸を決定したことに合わせて、⁽²³⁾ 宮内省も高等官を中心として減俸を行っている。⁽²⁴⁾ すなわち、宮内省は昭和恐慌に際して整理対象者に一定の配慮をみせる一方で、内閣の動向を注視し、国務官と宮内官の間、あるいは国家財政と皇室財政の間で不均衡が顕在化しないように注意していたと言えよう。

二 通常会計

通常会計の歳入を表二七に示す。まず一九三〇～一九三三年度において帝室林野局特別会計からの剰余金の移入額が低下し、御資会計からの移入額が増大していることが読み取れる。これは昭和恐慌によって御料地経営の収支が悪化したため（後述）、通常会計に移入できる剰余金が減少し、不足分を御資会計から

の移入によって埋め合わせていることを意味する。なお、一九三〇年度以降は歳入臨時部に「土地売払代」が計上されなくなる。これは一九二八年一〇月三〇日の皇室会計令の改正によって、一九三〇年度以降、御料地の売却益は帝室林野局特別会計の歳入に一括計上されるようになったためである。³⁶⁾

次に通常会計の歳出を表二八に示す。なお、一九二八年度以降においては歳出費目が大幅に組み替えられており、一九二七年度以前とは単純に比較できない。まず全体の傾向として、一九二八年度は大礼関係費が計上されたために膨張しているものの、一九二九年度以降はかなり抑制が効いていることが窺える。具体的には、一九二八～一九三一年度においては、経常部の「恩給」と臨時部の「行幸啓費」「車馬費」がやや増加傾向であり、経常部の「贈賜」と「帝室博物館費」がほぼ変わらないことを例外として、ほとんど全ての費目において歳出が減少している。とりわけ臨時部の「営繕費」は、一九二八年度から一九三一年度にかけて約四分の一へと急減している。河井弥八侍従次長の日記を先駆的に分析した高橋紘は、昭和初期において神奈川県三浦郡初声村（現三浦市）に御用邸を建設する計画があったものの、一九二九年一〇月に工事延期が決定され、のちに計画そのものが撤回されたことを明らかにしているが、それは同時期における「営繕費」圧縮の一コマでもあった。

また経常部の「給与」であるが、一九二八年度以降においてそれまで「給与」の款に含まれていた「賄費」が「食饌及接待費」の款へと

組み替えられているため、一九二八年度以降の「給与」は一九二七年度以前と比べて一〇～二〇万円程度低く表示されていることを初めに断っておく。その上で表二八を見ると、一九三〇～一九三三年度において「給与」が漸減していることが窺える。整理に当たっては退職者の不補充を旨としたためだと思われるが、減少の程度は一九二一年の行政整理の際と比べてだいぶ緩やかである。一九三〇年三月および一九三二年一二月に実施された定員削減は、皇室財政における歳出削減とい

表二七 通常会計の歳入 (1928～1936年度)

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	
経常部	皇室費常額	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	
	帝室林野局剰余金	5,845,381	6,927,561	3,613,599	3,459,772	2,934,143	2,709,823	5,738,828	5,532,030	
	雑収入	723,148	575,938	489,584	486,773	523,117	574,026	478,176	603,390	
	計	11,068,529	12,003,499	8,603,183	8,446,546	7,957,261	7,783,850	10,314,163	10,820,532	10,635,419
臨時部	御資会計収支部より移入	8,300,000	4,350,000	8,550,000	7,400,000	8,410,000	10,470,000	9,410,000	7,000,000	8,000,000
	土地売払代	115,891	65,917							
	貸付金返入	7,031	17,473	13,792	18,372	18,791	19,429	17,745	19,178	18,822
	大礼費立替金返入	30,264	1,984,331							
	前年度剰余金	6,224,469	1,791,101		195,103					
	前年度繰越金	1,135,464	506,475	586,578	85,000	206,832	488,932	654,856	1,247,876	996,746
	計	15,813,118	8,715,297	9,150,370	7,698,475	8,635,623	10,978,361	10,082,601	8,267,054	9,015,568
合計	26,881,648	20,718,796	17,753,553	16,145,021	16,592,884	18,762,211	20,396,764	19,087,586	19,650,987	

出典：各年度の「通常会計歳入歳出決算」(「会計予算決算録」宮 20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705)。

表二八 通常会計の歳出（1928～1936年度）

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
經常部									
神事費	96,665	111,378	112,468	99,574	101,586	102,165	104,567	102,946	106,104
内廷費	574,000	559,800	571,000	571,860	571,000	572,000	574,500	596,500	602,500
宮廷費	170,052	185,813	159,589	140,367	139,272	133,177	155,303	138,571	140,589
贈賜	2,536,345	2,594,115	2,402,454	2,510,048	2,608,421	2,933,538	3,179,506	2,267,228	2,707,118
食饌及接待費	464,705	488,596	470,793	391,433	426,998	407,065	414,043	422,406	423,142
皇族費	968,265	962,784	971,170	994,810	1,012,600	1,020,090	1,025,407	1,034,320	1,092,995
宮繕費	757,255	782,133	748,429	707,460	708,152	722,252	739,596	709,521	740,931
用度費	671,452	670,366	612,323	632,375	691,824	798,980	715,679	748,628	688,997
車馬費	255,333	251,956	245,769	218,549	226,332	226,024	231,633	236,313	249,336
給与	3,967,638	3,999,937	3,940,133	3,801,274	3,717,909	3,532,409	3,577,263	3,597,277	3,649,257
恩給	1,037,963	1,101,428	1,109,142	1,315,606	1,313,861	1,337,785	1,325,984	1,328,913	1,342,857
学習院費	562,904	574,180	556,265	528,822	504,678	512,026	514,934	507,652	504,456
女子学習院費	282,731	287,613	277,887	268,566	256,275	258,812	258,832	272,221	277,221
皇室博物館費	284,720	323,321	328,031	296,225	302,815	305,634	348,409	358,542	355,965
雑出	93,157	95,989	72,224	61,268	52,802	59,141	56,935	59,118	55,386
機密費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
計	12,753,185	13,019,408	12,607,677	12,568,238	12,664,525	12,951,098	13,252,592	12,410,157	12,966,853
臨時部									
神事費(1)	6,777	19,189	7,807	3,466	6,786	4,412	3,227	4,952	9,722
宮廷費		1,806							
行幸啓費	370,351	593,255	564,000	402,694	262,076	569,308	384,748	508,999	523,333
御写真費	63,023	38,655	80,028	6,857					
接待費		84,576	28,011	36,302	11,859	1,553	17,823	229,440	
恩賜(2)	40,000	40,000	40,000	40,000	1,040,000	1,640,000	2,140,000	340,000	340,000
宮繕費(3)	1,648,814	1,075,857	803,694	441,931	742,071	1,265,076	1,187,047	2,852,670	1,890,992
庁用費	15,884	12,617			4,910	1,537	3,136	9,856	13,398
用度費		11,345	38,463	21,577	38,156	55,425	34,316	84,622	113,383
車馬費	51,542	55,778	73,693	165,486	248,222	155,835	248,617	248,043	127,357
学習院費	38,316		9,016			18,311			
女子学習院費			1,886					19,996	
皇室博物館費(4)	17,082				30,000				135,056
土地購入費	142,879	1,257,966	53,698	5,787	5,768	8,513	24,711	11,580	18,192
貸付金	3,374	3,817	3,144	3,109	2,784	1,798	1,529	2,106	1,905
皇族関係費(5)	2,874,424	1,706,153	1,668,336	1,195,360	30,000	329,199	948,145	136,382	2,024,033
臨時編修費	88,034	89,619	88,563	85,590	91,590	72,009	25,453		
御物管理費	9,723	806							
尚藏文書調製費	21,355	11,138	7,441	6,915	7,604	6,334	5,479		
明治天皇御手許文書整理関係費		179	2,160						
公刊明治天皇御紀編修費							15,646	29,230	31,207
大正天皇実録編修費								13,571	13,892
震災費	317,355	256,364	137,987	19,676					
式典関係費(6)	5,991,067	155,931							
その他(7)	14,996		19,093		16,462	20,135		11,311	
計	11,714,996	5,415,051	3,627,020	2,434,750	2,538,288	4,149,445	5,039,879	4,502,756	5,242,470
經常部と臨時部の合計	24,468,181	18,434,459	16,234,697	15,002,988	15,202,813	17,100,544	18,292,471	16,912,913	18,209,323
土地払下代金を御資會計財本部へ移入	115,891	65,917							
合計	24,584,072	18,500,376	16,234,697	15,002,988	15,202,813	17,100,544	18,292,471	16,912,913	18,209,323

- (1) 1929年度は「神宮式年御遷宮諸費」を合算。
(2) 皇族を対象とした恩賜は皇族関係費に計上した。
(3) 1931～1933年度は「皇室博物館復興関係費」、1934年度は「皇室博物館復興関係費」・「風水害復旧費」、1935年度は「皇室博物館復興関係費」・「風水害復旧費」・「水害復旧費」、1936年度は「皇室博物館復興関係費」・「風水害復旧費」・「震災復旧費」を合算。
(4) 1936年度は「皇室博物館復興開館準備費」を合算。
(5) 内訳は表二九に記す。
(6) 1928年度は「大札準備費」・「大札関係費」、1929年度は「大札準備費」・「大札関係費」。
(7) 1928年度は「大正天皇御物運搬諸費」・「宮城遷御関係費」、1930年度は「皇太后宮遷御関係費」、1932年度は「旧本丸貸付地内整理其他費」、1933年度は「旧本丸貸付地内整理其他費」、1935年度は「本省移転関係費」。
出典：表二七と同じ。

う点では一定の成果をあげたと評価できよう。

つづいて臨時部の「皇族関係費」の内訳を表二九に示す。表二九によれば、皇族の洋行費は、一九二二～一九二七年度における一ヶ年平均額が五万四千五百六円であるのに対し（前掲表一七）、一九二八～一九三六年度においては七万四千三百〇円であり、大幅な削減が実現している。また皇族の臣籍降下時の賜金についても、一九二八年度以降、一人当たり一〇〇万円に改められている。詳細は旧稿を参照して頂きたいが、これらは「事務調査会」における改革の成果である。

一方、表二八から一九三三～一九三六年度において歳出が増大へと転じていったことも窺えるが、経常部の歳出はさほど増えておらず、臨時部における「営繕費」と「恩賜」の増大に牽引されたところが大きい。一九三二年度以降に臨時部の「営繕費」は一転して増加しているが、これは一九三三年二月以降、宮内省の庁舎の建て替えが行われていることにも因る（一九三五年九月竣工³⁸⁾。加えて当時、国家財政において高橋是清蔵相の主導の下、時局匡救事業という名の公共事業投資が拡大していたが、そうした内閣側の動向も皇室財政における「営繕費」増大を後押ししたのではないだろうか。

恩賜について表三〇に示す。一九二八年度は大札にかかわって多額の恩賜がなされている。一九二九～一九三二年度は、恩賜の絶対額は低い水準で推移しているものの、全体として歳出が絞られていくなかで恩賜金については維持されたために、歳出に占める割合は漸増している。一九三三～一九三四年度においては「救療賜金」「学術振興賜金」

表二九 通常会計歳出臨時部における皇族関係費の内訳（1928～1936年度）

		1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
誕生・養育・ 婚儀など	祐子内親王御喪儀関係費	23,532								
	秩父宮御婚儀費	250,000								
	皇子御誕生費		55,261	2,308	44,468		29,199	109,223	45,290	5,317
	高松宮御婚儀費			150,000						
	皇太子御誕生関係費							750,000		
	崇仁親王成年式関係費								91,092	18,716
	計	273,532	55,261	152,308	44,468		29,199	859,223	136,382	24,033
海外差遣・ 見学	高松宮御洋行費			280,136						
	賀陽宮海外御見学費						300,000			
	雍仁親王殿下満州国差遣費							88,922		
	計			280,136			300,000	88,922		
邸宅建設 補助	高松宮麻布御用地交換 差額贈賜金	150,892	150,892	150,892	150,892					
	李王殿邸建築費賜金	450,000	500,000							
	計	600,892	650,892	150,892	150,892					
その他	皇族貸付金			85,000		30,000				
	皇族降下特賜金	2,000,000	1,000,000		1,000,000					2,000,000
	秩父宮特賜金			1,000,000						
	計	2,000,000	1,000,000	1,085,000	1,000,000	30,000				2,000,000
合計	2,874,424	1,706,153	1,668,336	1,195,360	30,000	329,199	948,145	136,382	2,024,033	

出典：表二七と同じ。

「東北地方冷害地賜金」が支出されたため、恩賜の絶対額は増大し、歳出に占める恩賜の割合は一九三三年度において三三・九％にまで上昇している。特に五・一五事件後において農村救済を求める世論が高まっていくが、それは宮内省にとっても危機として受け止められ、天皇の慈悲の強調による国民統合が図られていったのである。

なお、一九三〇年一〇月三十一日の『東京朝日新聞』は、同時期の皇室財政の運営について以下のように論評している。同記事において取材元は明かされていないが、内容が具体的であるため、宮内官僚の談話を基にしていると推定される。

畏き辺にては御調度品その他に少なからざる御節約を遊ばざると共に一切国産品を御使用遊ばされ、同時に離宮御用邸等の御造営御拡張等はこの際中止又は御延期遊ばされる事になったが、かかる御節約の折柄にも拘らせられず社会事業及び学術御奨励等の御下賜金又は各種の御救じゅつ金等には何等の御削減を加へられず、そのあるものにはかへって御増額の御思召さへあり、なほまた失業洪水の折柄にて人員の整理等はいささかも行はせられないよしと承るのは畏き極みである。

行政整理について前述したように、史料中の「失業洪水の折柄にて人員の整理等はいささかも行はせられないよし」という部分は正確ではない。一方で、皇室財政全体が緊縮基調であるなかで、「社会事業及び学術御奨励等の御下賜金又は各種の御救じゅつ金」については減額がなされず、むしろ一部は増額すらされているという記述は、もちろん

表三〇 皇室財政における恩賜（1928～1936年度）

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
通常会計									
経常部									
贈賜 ⁽¹⁾	2,347,915	2,410,117	2,220,746	2,330,149	2,432,303	2,759,379	3,004,725	2,096,287	2,539,426
御料地所在市区町村下賜金	188,430	183,998	181,708	179,899	176,118	174,159	174,781	170,941	167,692
用度費中の贈賜物品費	64,762	66,125	57,137	59,086	136,238	211,458	123,574	143,940	131,387
計	2,601,107	2,660,240	2,459,591	2,569,134	2,744,659	3,144,996	3,303,080	2,411,168	2,838,505
通常会計									
臨時部									
長野県西筑摩郡木曾谷町村下賜金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
大札関係費中の贈賜	2,878,937	11,293							
救療賜金					700,000	1,300,000	1,300,000		
学術振興賜金					300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
東北地方冷害地賜金							500,000		
皇子御誕生関係費中の恩賜							750,000		
計	2,918,937	51,293	40,000	40,000	1,040,000	1,640,000	2,890,000	340,000	340,000
合計(A)	5,520,044	2,711,533	2,499,591	2,609,134	3,784,659	4,784,996	6,193,080	2,751,168	3,178,505
歳出の合計(B)	24,468,181	18,434,459	16,234,697	15,002,988	15,202,813	17,100,544	18,292,471	16,912,913	18,209,323
(A)/(B)×100	22.6	14.7	15.4	17.4	24.9	28.0	33.9	16.3	17.5

(1) 贈賜のうち、御料地所在市区町村下賜金は独立させた。
出典：表二七と同じ。

ん君民の「麗しい」関係についての定型化された語りではあるものの、表三〇によれば一定の真実が含まれている。

三 帝室林野局特別会計

帝室林野局特別会計の動向を検討する。歳入の動向をまとめたものが表三一であるが、一九二八～一九三三年度にかけて、歳入の大宗である「払下代」は、同時期における木材価格の下落を受けて継続的に低下している。「払下代」は一九三三年度には七八五万一〇六四円まで低下しているが、これは「払下代」がピークに達した一九二二年度の一四七八万四四七九円からほぼ半減していることになる。そのため、必然的に通常会計への剰余金の移入額も減少することになった(前述)。一方で、一九三三年度以降は「払下代」は速やかに回復している。

歳出をまとめたものが表三二であるが、一九二八～一九三三年度においては収縮傾向、一九三二年度以降においては膨張傾向であるのは通常会計と同様である。一九二八～一九三三年度において「工事費」は急減しているが、「給与」の減少額は同時期の通常会計に比して小さく、帝室林野局においては、他の部局ほどには人員削減の余地がなかったことが窺える。一方で、一九三三年度以降は経常部の「事業費」と臨時部の「工事費」に牽引される形で歳出が増大しており、事業が活発化していることが窺える。

なお、前述したように、一九二八年一〇月三〇日の皇室会計令の改正によって、一九三〇年度以降、御料地の売却益は帝室林野局特別会

表三一 帝室林野局特別会計の歳入 (1928～1936年度)

		1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
経常部	事業収入									
	払下代	13,216,416	10,024,200	9,327,229	8,048,713	7,851,064	10,698,856	12,238,914	12,976,525	13,499,201
	運材料	35,400	52,037	38,028	26,092	31,385	37,907	53,750	49,826	64,204
	貸付料	449,370	426,212	376,699	321,658	318,825	337,555	266,615	265,895	330,152
	耕牧収入								62,068	59,353
	水産収入								15,501	17,610
	計	13,701,186	10,502,448	9,741,957	8,396,464	8,201,273	11,074,318	12,559,279	13,369,815	13,970,520
	雑収入	179,357	390,381	92,924	64,033	77,607	59,399	121,989	127,092	145,653
	計	13,880,543	10,892,829	9,834,881	8,460,496	8,278,880	11,133,717	12,681,269	13,496,907	14,116,172
臨時部	土地払下代	4,833,533	2,032,596	2,050,553	940,857	944,531	1,151,219	1,506,594	1,465,014	1,664,498
	土地払下代前年度繰越金	56,845	390,549	55,274						
	土地交換差金					4,200	1,159	3	49	46,629
	木曾川沿岸森林鉄道敷設費納付金	150,000	150,000	71,292						
	森林鉄道変更に関する納付金									200,000
	前年度繰越金	620,242	475,929	456,317	130,159	110,105	125,827	313,505	275,349	260,052
	計	5,660,620	3,049,075	2,633,437	1,071,016	1,058,836	1,278,205	1,820,102	1,740,412	2,171,179
合計		19,541,164	13,941,904	12,468,318	9,531,512	9,337,716	12,411,923	14,501,370	15,237,319	16,287,351

1935～1936年度における「事業収入」中の「払下代」は「木竹売払代」・「造材売払代」・「貯材売払代」・「製品売払代」・「雜種物売払代」の合計。

出典：各年度の「帝室林野局特別会計歳入歳出決算」(前掲「会計予算決算録」宮 20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705)。

計において一括して管理されるようになったが、このときに御料地の売却益を帝室林野局特別会計の歳出として計上することなく、御資會計財本部に移入する形に改められた。表の一九三〇～一九三六年度において、「土地売払代金を御資會計財本部へ移入」の欄に括弧をつけているのは一九二九年度以前と処理が異なるためである。

また一九三三年一月一日の皇室會計令改正によって、一九三四年度以降、林野資金が復活している^④。林野資金は一九一四～一九二一年度まで存在したそれと同様に、帝室林野局が管理する基金である。林野資金からの収入は帝室林野局特別会計の歳入経常部の「雑収入」に計上された上で、ただちに林野資金の元資に繰り入れられた。一九三四～一九三六年度において歳入経常部の「雑収入」が微増しているのは(表三二)、こうした処理のためである。

四 御資會計および各資金・基金會計

御資會計収支部における歳入と歳出を表三三、御資會計財本部における財本蓄積の動向を表三四に示す。表二一と表三四から、一九二八年度から一九三六年度にかけて、御資會計財本部における財本総額は三七二六万九五三一円増えていることが分かる。この時期においても、通常會計(一九二八～一九二九年度)と帝室林野局特別会計(一九二八～一九三六年度)における「土地売払代」は御資會計財本部に移入されており、その金額は総額一六八八万〇〇八九円に上る(前掲表二八、表三二)。単純にこれを割り引くと、当該期における皇室財政の黒字分

表三二 帝室林野局特別会計の歳出(1928～1936年度)

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	
経常部	給与	1,561,978	1,649,797	1,579,210	1,583,069	1,566,006	1,527,322	1,628,460	1,756,075	1,850,655
	事務費	256,693	249,182	218,088	198,437	208,234	211,445	268,920	284,834	290,658
	事業費	3,928,069	3,967,372	3,560,658	2,757,583	2,786,769	2,908,115	3,493,496	4,229,570	4,623,003
	雑出	11,082	43,705	16,385	15,910	19,623	17,817	38,010	12,970	16,385
	計	5,757,823	5,910,056	5,374,341	4,554,999	4,580,632	4,664,700	5,428,885	6,283,449	6,780,701
臨時部	調査費	104,418	78,370	73,306	56,517	59,180	57,856	66,695	67,420	75,580
	土地整理費	164,982	150,597	124,091	115,633	104,095	109,355	103,503	110,655	105,458
	臨時造林費	137,752	161,316	178,512	126,432	119,669	127,886	142,896	164,788	156,676
	工事費 ⁽¹⁾	1,044,552	1,111,138	941,117	577,602	636,916	552,824	1,076,202	1,142,506	1,472,462
	土地購入費			44,433	24,895	32,671	68,664	72,961	95,439	112,688
	物件購入費				35,000				31,513	370,756
	補助金	32,784	37,365	30,537	55,331	20,172	28,767	48,350	33,950	58,723
	その他 ⁽²⁾	4,985		6,222				7,576		
	計	1,489,473	1,538,786	1,398,218	991,408	972,702	945,353	1,518,182	1,646,271	2,352,343
経常部と臨時部の合計	7,247,296	7,448,842	6,772,560	5,546,407	5,553,334	5,610,052	6,947,068	7,929,720	9,133,044	
土地売払代金を御資會計財本部へ移入	4,499,829	2,367,872	(2,105,827)	(940,857)	(948,731)	(1,152,378)	(1,506,597)	(1,465,063)	(1,711,127)	
合計	11,747,124	9,816,714	6,772,560	5,546,407	5,553,334	5,610,052	6,947,068	7,929,720	9,133,044	

(1) 鉄道建設費、砂防工事費、庁舎の新築・修繕費など建築・土木工事に関係する歳出を一括。

(2) 1928年度は「木曾支局庁舎及官舎火災善後処理費」、1930年度は「三崎御料地臨時植栽費」、1934年度は「札幌支局図書館出張所庁舎官舎火災善後処理費」。

出典：各年度の「帝室林野局特別会計歳入歳出決算」、「帝室林野局会計歳入歳出決算説明書」(前掲「会計予算決算録」宮20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705)。

は二一七万九二四七円となる。

ただし、御資会計財本部と各資金・基金会計のあいだでカネを出し入れしているため、状況はもう少し複雑である。そこで各資金・基金会計の動向を表三五に示す。一九三三年度において林野資金が再設置されており、そのため御資会計財本部から林野資金へ四〇〇万円が移され、また一九三六年度においても一〇〇万円が追加移出されている^④。一方、一九三二年度に予備品資金会計から二〇万円、一九三六年度にも三五万円を御資会計財本部に移入している^⑤。すなわち、一九二八〜一九三六年度の皇室財政の黒字分は、二一七万九二四七円十五〇〇万円―五五万円で、計二五六二万九二四七円となる。当該期は順調に財本蓄積が進んだ時期であると評価してよいであろう。また有価証券への投資の増大に伴って、御資会計収支部の歳入(有価証券投資の利殖益)も漸増している(表三三)。なお、歳出削減圧力が低下したためだと思われるが、一九三〇年三月の行政改革によって大臣官房に統合されていた大膳課は、一九三六年一月一九日に寮へと昇格し、大膳寮が復活している^⑥。

次に御資会計における有価証券投資の実態について検討する。まず全体的な傾向(表三四)であるが、一九二八〜一九三六年度においては、国債と地方債が優先的に購入され、それに次いで社債が購入されている。またその一方で、株式投資については抑制的である。このため有価証券全体に占める国債の割合は一九二八年度の二八・二%から一九三六年度の三二・九%へ、地方債は九・四%から一六・二%へと上昇

している。こうした動向は「事務調査会」において合意された方針に基づくものである(旧稿)。有価証券ごとの利回りを示した表三六によれば、株式利回りは一九三一年度まで漸落しているものの(利回りの低下自体は一九二〇年代における長期的な傾向である)、底を打った一九三一年度においてすら、有価証券のなかでもっとも高い利回りを記録している。それにもかかわらず株式投資が抑制されたのは、利得よりも政治的配慮が優先されたためであると言わざるを得ない。

ただし、言うまでもないが、宮内省は経営合理性を無視していたわけではなく、歳出を削減し、債券の蓄積を「待つ」ことで、安定的な財政基盤を構築しようとしていたと捉えるべきであろう。同時にこの時期に地方債が選好された背景には、確かに「地方開発」への協力姿勢を国民にアピールするという政治的理由も存在していたが(旧稿)、地方債の方が国債よりも利回りが高かったこと(表三六)も関係していたと推測される。

有価証券投資の動向をより詳しく検討する。まず株券の内訳を表三七に示す。表三七において、一九三三年度以降に鉄道会社株と箱根温泉供給会社株がなくなっているのは林野資金会計に移管されたためであり、売却されたためではない。木材輸送を行う鉄道会社の株券は帝室林野局が管理する方が妥当であると判断されたのであろう。他には、強いてあげれば、王子製紙と富士製紙の合併(一九三三年)に伴って王子製紙株が増大していること、満鉄株の買い増しが継続的に行われていることが目に付く程度である。

表三三 御資会計収支部の歳入・歳出（1928～1936年度）

	歳入									歳出		
	国債収入	地方債収入	株券収入	社債収入	預金収入	予備品資金収入	通常会計より移入	前年度繰入金	計	雑出	通常会計に移入	計
1928年	1,748,753	615,630	5,889,473	900,248	442,014	14,167		3,762,350	13,372,634	39	8,300,000	8,300,039
1929年	2,032,921	797,873	5,775,351	671,163	337,674	11,194		3,572,595	13,198,771	16	4,350,000	4,350,016
1930年	2,188,342	954,661	5,682,146	800,122	399,496	11,489	1,631,842	5,348,755	17,016,853		8,550,000	8,550,000
1931年	2,173,354	1,057,737	4,697,343	824,525	403,188	11,770	1,238,753	6,466,853	16,873,523		7,400,000	7,400,000
1932年	2,554,222	1,090,904	5,515,748	788,258	320,088	10,231	935,201	6,473,523	17,688,174		8,410,000	8,410,000
1933年	2,702,826	1,233,246	4,971,894	680,939	317,729	6,321	901,139	8,060,000	18,874,093		10,470,000	10,470,000
1934年	2,733,744	1,242,034	5,366,342	539,647	263,508	5,264	1,006,811	7,350,000	18,507,350	110	9,410,000	9,410,110
1935年	2,857,125	1,238,221	5,734,751	489,365	326,030	7,015	856,416	6,800,000	18,308,923		7,000,000	7,000,000
1936年	2,842,520	1,322,846	5,770,208	549,166	254,161	7,539	1,177,927	4,500,000	16,424,367		8,000,000	8,000,000

出典：各年度の「御資会計収支部歳入歳出決算」（前掲「会計予算決算録」宮 20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705）。

表三四 御資会計財本部における財本蓄積の動向（1928～1936年度）

	国債	地方債	株券	社債	現金	地金	合計
1928年	37,843,784	12,637,616	67,502,366	10,548,520	5,841,890	4,457	134,378,633
1929年	42,771,086	15,535,247	66,722,868	12,533,584	5,142,397	5,031	142,710,214
1930年	45,162,977	17,628,225	67,159,806	13,619,137	4,062,379	5,031	147,637,554
1931年	48,399,009	16,974,864	69,891,242	13,197,784	1,598,514	7,050	150,068,463
1932年	49,553,154	18,861,236	70,244,915	12,323,161	1,510,999	27,553	152,521,018
1933年	49,630,878	21,061,011	70,781,934	11,171,044	2,122,122	27,553	154,794,542
1934年	51,106,493	22,450,127	67,833,914	10,665,928	2,853,283		154,909,745
1935年	54,869,998	23,520,812	68,233,634	11,790,695	1,110,421		159,525,560
1936年	55,017,069	27,146,617	68,954,967	14,487,866	1,742,487		167,349,006

出典：各年度の「御資会計財本部計算書」（前掲「会計予算決算録」宮 20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705）。

表三五 各資金および基金会計の動向（1928～1936年度）

	予備品資金	学事基金	旧堂上華族保護資金	林野資金	計
1928年	1,000,000	783,649	4,828,099		6,611,748
1929年	1,000,000	787,288	4,866,710		6,653,998
1930年	1,000,000	788,610	4,989,482		6,778,092
1931年	1,000,000	562,165	5,062,975		6,625,140
1932年	800,000	562,258	5,123,264		6,485,522
1933年	800,000	570,451	5,213,731		6,584,182
1934年	800,000	571,059	5,249,427	4,033,529	10,654,015
1935年	800,000	571,238	5,272,366	4,083,772	10,727,376
1936年	450,000	574,704	5,310,938	5,142,865	11,478,507

出典：各年度の「予備品資金明細表」、「学事基金明細表」、「旧堂上華族保護資金明細表」、「林野資金計算書」（前掲「会計予算決算録」宮 20621、20633、20645、20655、20665、20675、20685、20694、20705）。

表三六 有価証券ごとの利回り（1928～1936年度）

	国債	地方債	株券	社債
1928年	4.9	5.7	8.7	7.1
1929年	5.0	5.7	8.6	5.8
1930年	5.0	5.8	8.5	6.1
1931年	4.6	6.1	6.9	6.1
1932年	5.2	6.1	7.9	6.2
1933年	5.5	6.2	7.1	5.8
1934年	5.4	5.7	7.7	4.9
1935年	5.4	5.4	8.4	4.4
1936年	5.2	5.2	8.4	4.2

有価証券ごとの利回りは、各年度の収入 ÷ 各年度の平均投資額 × 100 で計算した。各年度の平均投資額は、（前年度末残高 + 今年度末残高） ÷ 2 で計算した。

出典：表三三、表三四と同じ。

次に地方債の内訳を表三八に、社債の内訳を表三九に示す。地方債であるが、この時期は近畿・中部・東北・北陸・九州地方の府県債・市債が積極的に購入され、それに伴い全体に占める関東地方の府県債・市債の割合が激減している。加えて、一九三六年度には植民地朝鮮における地方債が購入されている。次に社債であるが、一九二六～一九三二年度にかけて、各府県の農工銀行債が比較的満遍なく購入されていることが窺える。もっとも、各府県の農工銀行は勸業銀行へと順次統合されていくため、一九三二年度以降になると農工銀行債の種類は減少していく。そのほかには一九三三年度以降に多額の満鉄債が購入されていることが目立つが、これは満州事変後における同社の活動の活発化に伴うものであろう。旧稿で明らかにしたように、「事務調査会」においては「地方債及社債に在りては相当の限度を定め集中偏在を避くべし」という方針が議決されていたが、地方債と社債の内訳を見る限り、方針はそれなりに遵守されていると評価できよう。

おわりに

本稿では一九一四～一九三六年度の皇室財政について、その実態面に着目しつつ、基礎的な検討を行ってきた。最後に、旧稿との重複を避けながら、当該期を貫する三つの論点に絞って若干のまとめを行っておく。

第一に、当該期においては、大規模な行政改革と定員削減が継続的に行われた(一九一四年七月、一九二一年一〇月、一九三〇年三月)。

これは後(昭和戦時期)にも先(明治期)にも見られない、この時期の特徴である。

第二に、国家財政の動向を常に注視しつつ、皇室財政が運営されていたことを確認した。一例をあげれば、宮内官の給与の決定に際しては、増俸(一九二〇年)に際しても減俸(一九三二年)に際しても、国務官との間に懸隔が生じないよう注意が払われていた。

第三に、牧野宮相期の皇室財政運営の特徴が改めて浮き彫りになった。恩賜金額の推移を経年的にまとめた図一を見ると、牧野宮相期(一九二二年二月～一九二五年三月)における支出額が際立って高いことが窺える。一九二三年度にピークがあることは確認した通りだが、一九二一～一九二二年度と一九二四年度も前後のいずれの年度よりも高い。そのため、牧野宮相期においては財本蓄積が停滞したことについても指摘した。これらは、一九二〇年代初頭という時代が、天皇と国民の関係において大きな変革期であったことの表れではないだろうか。

表三七 株券の内訳（銘柄別）（1926～1936年度）

	1926年	1928年	1930年	1932年	1934年	1936年
日本銀行	17,998,945	17,998,945	17,998,944	21,448,945	21,448,945	21,448,945
横浜正金銀行	22,044,413	22,044,413	21,653,186	21,550,231	21,550,231	21,550,231
日本興業銀行	1,136,250	1,136,250	1,136,250	1,136,250	1,136,250	1,136,250
日本勸業銀行	467,000	516,500	516,500	516,500	516,500	516,500
台湾銀行	1,986,075	662,025	662,025	662,025	662,025	662,025
朝鮮銀行	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
北海道拓殖銀行	18,117	18,117	18,117	18,117	18,117	
十五銀行	590,750	1,065,725	1,540,700	308,090	308,090	308,090
三井銀行	419,800	419,800	419,800	419,800	419,800	419,800
三菱銀行			562,500	562,500	562,500	562,500
第一銀行	476,000	476,000	476,000	476,000	476,000	476,000
住友銀行	381,000	381,000	381,000	381,000	381,000	381,000
朝鮮殖産銀行	221,550	221,550	296,550	296,550	296,550	371,550
漢城銀行	59,730	29,865	29,865	29,865	29,865	29,865
銀行小計	45,909,630 68.3%	45,080,190 66.8%	45,801,437 68.2%	47,915,873 68.2%	47,915,873 70.6%	47,972,756 69.6%
日高拓殖鉄道	150,000					
夕張鉄道	175,000	250,000	250,000	250,000		
大井川鉄道	50,000	100,000	400,000	733,500		
坂川鉄道	402,500	402,500	402,500	402,500		
田口鉄道		375,000	1,000,000	1,250,000		
留萌鉄道		12,500	37,500	50,000		
鉄道小計	777,500 1.2%	1,140,000 1.7%	2,090,000 3.1%	2,686,000 3.8%		
日本郵船	10,777,722	10,777,722	8,260,535	8,260,535	8,260,535	8,260,535
大阪商船	413,438	413,438	413,438	413,438	413,438	413,438
海運小計	11,191,160 16.7%	11,191,160 16.6%	8,673,973 12.9%	8,673,973 12.3%	8,673,973 12.8%	8,673,973 12.6%
東京電燈	1,257,580	1,257,580	1,257,580	1,257,580	1,257,580	1,257,580
東京瓦斯	290,225	427,395	477,275	489,448	538,138	538,138
電力・ガス小計	1,547,805 2.3%	1,684,975 2.5%	1,734,855 2.6%	1,747,028 2.5%	1,795,718 2.6%	1,795,718 2.6%
北海道炭鉱汽船	1,832,800	2,032,520	2,032,520	2,032,520	2,332,100	2,531,820
北海道炭鉱汽船(優先株券)	663,700	663,700	663,700	663,700	663,700	663,700
台湾精糖	1,237,500	1,237,500	1,386,000	1,386,000	1,386,000	1,386,000
富士製紙	1,247,634	1,486,571	1,486,571	1,486,571		
王子製紙	201,750	201,750	201,750	201,750	1,877,550	2,445,750
製造業・鉱業小計	5,183,384 7.7%	5,622,041 8.3%	5,770,541 8.6%	5,770,541 8.2%	6,259,350 9.2%	7,027,270 10.2%
南満州鉄道株式会社	726,500	801,500	1,051,500	1,214,000	1,626,500	1,876,500
東洋拓殖会社	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000
帝国ホテル	962,500	1,045,000	1,100,000	1,100,000	550,000	596,250
三菱信託		62,500	62,500	62,500	62,500	62,500
箱根温泉供給				200,000		
東京海上火災保険					75,000	75,000
その他小計	2,564,000 3.8%	2,784,000 4.1%	3,089,000 4.6%	3,451,500 4.9%	3,189,000 4.7%	3,485,250 5.1%
合計	67,173,478 100.0%	67,502,366 100.0%	67,159,806 100.0%	70,244,915 100.0%	67,833,914 100.0%	68,954,967 100.0%

出典：表三四と同じ。

表三八 地方債の内訳（発行自治体別）（1926～1936年度）

	1926年	1928年	1930年	1932年	1934年	1936年
東京市	5,007,042	4,908,125	4,908,125	5,153,426	5,292,892	6,146,642
横浜市	933,766	1,093,019	1,546,908	1,021,891	948,622	870,000
東京府					498,000	795,860
神奈川県			309,306	99,633		299,332
埼玉県	384,217	349,593	496,500	596,400	423,938	399,800
群馬県				249,325	299,722	508,149
栃木県					282,296	
関東小計	6,325,025 67.5%	6,350,737 50.3%	7,260,839 41.2%	7,120,675 37.8%	7,745,470 34.5%	9,019,783 33.2%
大阪市	1,094,662	1,791,464	2,330,950	2,490,193	1,784,690	2,339,912
神戸市	280,800	722,398	1,615,413	1,042,507	1,171,020	2,095,200
京都市				161,000	200,000	998,150
兵庫県	200,795		366,484	381,789	258,223	1,017,098
京都府		150,000	140,000	80,000	199,600	
滋賀県					199,900	
三重県					299,550	
近畿小計	1,576,257 16.8%	2,663,862 21.1%	4,452,847 25.3%	4,155,489 22.0%	4,112,983 18.3%	6,450,360 23.8%
名古屋市	402,141	879,826	1,334,652	1,552,711	1,443,745	
愛知県				152,427	649,065	948,615
静岡県		148,000	111,000	481,951	1,248,632	990,000
長野県		150,000	150,000	150,000	314,969	400,465
山梨県		150,000	137,000	120,000		
岐阜県					199,500	600,000
中部小計	402,141 4.3%	1,327,826 10.5%	1,732,652 9.8%	2,457,089 13.0%	3,855,911 17.2%	2,939,080 10.8%
宮城県	216,191	216,191	717,745	600,554	834,698	1,299,126
山形県		200,000	195,000	149,025		
福島県			196,000	196,000	348,400	
青森県			199,900	298,700	299,489	511,117
秋田県			199,400	365,451	199,000	359,800
岩手県				100,000		
東北小計	216,191 2.3%	416,191 3.3%	1,508,045 8.6%	1,709,730 9.1%	1,681,587 7.5%	2,170,043 8.0%
新潟県	80,000	200,000	680,965	674,833	863,174	
富山県	100,820	300,000	588,542	493,588	898,300	1,600,000
石川県						154,845
北陸小計	180,820 1.9%	500,000 4.0%	1,269,507 7.2%	1,168,421 6.2%	1,761,474 7.8%	1,754,845 6.5%
山口県	575,293	579,000	634,336	662,069	963,583	1,186,812
中国小計	575,293 6.1%	579,000 4.6%	634,336 3.6%	662,069 3.5%	963,583 4.3%	1,186,812 4.4%
徳島県	99,973	150,000	150,000	129,630		
高知県		300,000	270,000	449,851	398,050	
四国小計	99,973 1.1%	450,000 3.6%	420,000 2.4%	579,481 3.1%	398,050 1.8%	
熊本県		150,000	150,000	309,878	435,363	450,000
鹿児島県		200,000	200,000	200,000	347,308	349,900
福岡県				498,400	800,000	800,000
宮崎県					348,400	180,000
九州小計		350,000 2.8%	350,000 2.0%	1,008,278 5.3%	1,931,071 8.6%	1,779,900 6.6%
全羅南道						150,169
平安南道						150,169
慶尚南道						151,718
慶尚北道						148,875
京畿道						137,958
忠清南道						193,538
忠清北道						198,500
江原道						312,130
咸鏡南道						402,738
朝鮮小計						1,845,795 6.8%
合計	9,375,699 100.0%	12,637,616 100.0%	17,628,225 100.0%	18,861,236 100.0%	22,450,127 100.0%	27,146,617 100.0%

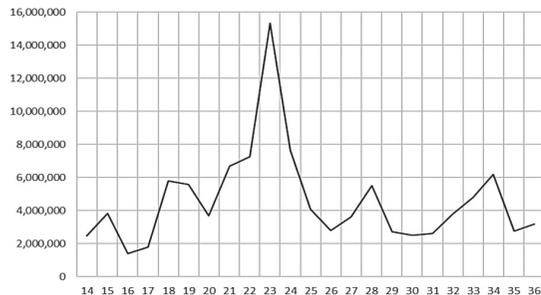
出典：表三四と同じ。

表三九 社債の内訳（発行企業別）（1926～1936年度）

	1926年	1928年	1930年	1932年	1934年	1936年
日本興業銀行	908,880	802,593	1,493,593	1,825,081	1,886,250	2,110,647
日本勸業銀行	5,119,793	2,376,807	2,383,810	2,125,523	848,153	2,303,089
北海道拓殖銀行	3,530,928	2,379,110	2,426,885	2,319,151	1,691,550	1,563,998
朝鮮殖産銀行	200,000	200,000	977,513	979,564	891,355	2,559,656
東京府農工銀行	1,576,605	814,774	1,252,500	1,113,160	1,206,780	
神奈川県農工銀行	300,000	200,000	494,150	405,178	672,083	498,000
埼玉県農工銀行			297,750	243,163		
群馬県農工銀行		200,685	170,582	130,445		
茨城県農工銀行		198,743	178,869	129,183	279,355	696,200
栃木県農工銀行	93,682	200,000	200,000	185,000	245,000	
大阪農工銀行	198,000	299,500	980,875	955,890	374,275	348,828
兵庫農工銀行	250,000				299,250	199,300
滋賀農工銀行		149,937	134,943			
長野農工銀行			198,500	173,688		
宮城県農工銀行		150,000	150,000	115,000		198,800
福島農工銀行	118,853	118,853	91,120			
岩手農工銀行			100,000	90,000		
広島農工銀行		200,000		120,000	94,953	
岡山農工銀行		201,842	201,842	181,658		
鹿児島農工銀行			195,000		99,900	99,400
銀行小計	12,296,741	8,492,844	11,927,932	11,091,684	8,588,904	10,577,918
	82.5%	80.5%	87.6%	90.0%	80.5%	73.0%
日本郵船		200,000	194,446	194,446	109,725	94,763
海運小計		200,000	194,446	194,446	109,725	94,763
		1.9%	1.4%	1.6%	1.0%	0.7%
東京瓦斯	249,111					
富士水電	101,364					
東京電燈	99,000	99,000	99,000			
電力・ガス小計	449,475	99,000	99,000			
	3.0%	0.9%	0.7%			
富士製紙	45,000	300,000	297,600	297,600		
王子製紙				199,275	478,800	384,038
日本製鋼所	228,000	61,750				
北海道炭鉱汽船	98,500	98,500	96,750	96,750		
製造業・鉱業小計	371,500	460,250	394,350	593,625	478,800	384,038
	2.5%	4.4%	2.9%	4.8%	4.5%	2.7%
南満州鉄道株式会社	1,441,068	1,003,408	1,003,408	443,408	1,488,500	3,431,147
東洋拓殖会社	346,920	293,020				
その他小計	1,787,988	1,296,428	1,003,408	443,408	1,488,500	3,431,147
	12.0%	12.3%	7.4%	3.6%	14.0%	23.7%
合計	14,905,704	10,548,520	13,619,137	12,323,161	10,665,928	14,487,866
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：表三四と同じ。

図一 恩賜金の推移（1914～1936年度）



出典：表三、表一六、表三〇と同じ。

- (1) 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、二〇〇一年)。
- (2) 鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』(校倉書房、一九八六年)。
- (3) 朴完『第一次世界大戦後における日本陸軍の自己改革に関する研究』(東京大学大学院人文社会学系研究科博士論文、二〇一八年) 第五章(初出二〇一一年)。朴論文の分析対象は陸軍であるが、宮内庁宮内公文書館の所蔵する一次史料に基づいて、一九一四〜一九二六年度における皇室財政の規模を明らかにしたという点においても重要である。
- (4) 加藤祐介『戦間期の皇室財政—政治過程に着目して』(『史学雑誌』一二四編一—号、二〇一五年)。
- (5) 『東京朝日新聞』一九二〇年八月二〇日、九月七日。
- (6) 皇族の臣籍降下については、高久嶺之介『近代皇族の権威集団化過程』(『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)二七—二八号、一九八一年)、梶田明宏、内藤一成『資料紹介『倉富勇三郎日記』』(『書陵部紀要』五二号、二〇〇〇年)、前掲川田『近代日本の国家形成と皇室財産』、神崎豊『一九四七年一〇月における一宮家の皇籍離脱』(『年報 日本現代史』現代史料出版、一一号、二〇〇六年)、小田部雄次『皇族』(中公新書、二〇〇九年)、永井和『解説』(倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第一卷、国書刊行会、二〇一〇年)、同『波多野敬直宮内大臣辞職顛末』(『立命館文学』六二四号、二〇一二年)、浅見雅男『伏見宮』(講談社、二〇一二年)、同『關う皇族』(角川文庫、二〇一二年、初出二〇〇五年)を参照。
- (7) 加藤祐介『皇室における御料農地経営の展開—一八九九—一九一八年』(『日本史研究』一六八〇号、二〇一九年四月)。
- (8) 明治神宮の創建については、山口輝臣『明治神宮の出現』(吉川弘文館、二〇〇五年)を参照。
- (9) 町田正三『木曾御料林事件』(銀河書房、一九八二年)。
- (10) 加藤祐介『皇室財産課税問題の展開—一八九〇—一九二〇年』(『歴史学研究』九六一号、二〇一七年九月)。
- (11) 『東京朝日新聞』一九一四年六月一日。
- (12) 『東京朝日新聞』一九一四年六月二八日。
- (13) 一九一四年七月二〇日に発表された一連の行政改革については、『東京朝日新聞』一九一四年七月二二日を併せて参照した。後述の河村金五郎宮内次官の談話も同記事からの引用である。
- (14) 『東京朝日新聞』一九一四年七月二二日社説。
- (15) 利回りの計算に際しては、三浦壮『明治期における華族資本の形成と工業化投資—旧岩国藩主吉川家の土地・株式投資を事例として』(『歴史と経済』五七編二号、二〇一五年)を参照した。
- (16) 持田信樹『都市財政の研究』(東京大学出版会、一九九三年)一七〇—一七四頁。
- (17) 『官職定員の減率比較表』(『皇室令改正関係』宮 62618、所収)。
- (18) 『東京朝日新聞』一九二二年一〇月八日夕刊。
- (19) 『東京朝日新聞』一九二二年一〇月八日夕刊。
- (20) 前掲川田『近代日本の国家形成と皇室財産』二八七頁。
- (21) 『通常会計及帝室林野管理局会計に於て収入したる土地売払代金に関する件』(皇室令、一九二三年一〇月)に基づく。この措置は「通常会計及帝室林野局会計に於て収入したる土地売払代金等に関する件」(皇室令、一九二四年一月)においても引き継がれる。
- (22) 『東京朝日新聞』一九二二年八月二二日。
- (23) 『東京朝日新聞』一九二三年五月一〇日夕刊。
- (24) 同右。
- (25) 『御資会計本部財本計算説明』(一九二三年度)〔各会計決算〕宮 22494。
- (26) 堀口修『関東大震災と皇室・宮内省』(創泉堂出版、二〇一四年)八—一四頁。
- (27) 『御資会計本部財本計算説明』(一九二三年度)〔各会計決算〕宮 22493。
- (28) 『予備品資金明細表』(一九二四年度)〔各会計決算〕宮 22495。
- (29) 『東京朝日新聞』一九二三年二月二二日。
- (30) 前掲『官職定員の減率比較表』、『東京朝日新聞』一九三〇年三月四日、伊

藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』（名古屋大学出版会、二〇〇五年）
一九八～一九九頁。

(31)『東京朝日新聞』一九二九年一月二十四日夕刊。

(32)宮内省令第六号「宮内判任官定員中改正」（一九三二年二月二十八日）による。

(33)『東京朝日新聞』一九三二年二月二十八日。

(34)小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）
一三九～一四〇頁。

(35)『東京朝日新聞』一九三二年六月一日。

(36)前掲川田『近代日本の国家形成と皇室財産』二八七～二九〇頁。

(37)高橋紘「幻の御用邸と皇子教育」（高橋紘ほか編『昭和初期の天皇と宮中
河井弥八日記』第四卷、岩波書店、一九九四年）二三九～二四四頁。

(38)『東京朝日新聞』一九三五年九月二十九日夕刊。

(39)松浦正孝『財界の政治経済史』（東京大学出版会、二〇〇二年）第四章、手
塚雄太『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容』（ミネルヴァ書房、
二〇一七年）第二章などを参照。

(40)前掲川田『近代日本の国家形成と皇室財産』二九〇～二九一頁。

(41)「御資会計財本部財本明細書」（一九三三年度、一九三六年度）（前掲「会計
予算決算録」宮 20685、20705）。

(42)「御資会計財本部財本明細書」（一九三三年度、一九三六年度）（前掲「会計
予算決算録」宮 20665、20705）。

(43)宮内省官制改正（皇室令第八号）（一九三六年一月一九日）による。

(44)「御資会計財本部財本明細書」（一九三三年度）（前掲「会計予算決算録」宮
20685）。